

調布市教育プラン

～かかわり・ぬくもり・学び合い～

平成 27 - 30 年度



調布市教育委員会

平成 27 年 3 月 改定

はじめに

調布市教育委員会は、教育基本法第17条第2項に基づき、市が策定する教育の振興に関する計画として、平成22年3月に、初めて「調布市教育プラン」を策定しました。

策定から5年が経過し、この間、教育を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

平成23年3月11日の東日本大震災は、私たちの価値観や社会の在り方を問い直す大きな契機となり、家庭、地域、学校のより一層の連携強化が求められるようになるとともに、子どもたちには徳・知・体の育成のみならず、生きる力を育成することの重要性を改めて認識させられることとなりました。

また、平成25年以降、国の教育再生実行会議や中央教育審議会において、いじめ問題等への対応のための道徳教育の改善・充実、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催や社会のグローバル化への対応を図るための英語教育の改善・充実及びこれらを踏まえた新学習指導要領のあり方のほか、小・中一貫教育の制度化、子どもの発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築、教員が指導力を発揮できる環境整備など、新たな教育課題について、活発な議論や提言がなされています。さらには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、公布され、平成27年4月から教育行政における責任の明確化等を目的とした教育委員会制度改革が進められるなど、今後の教育を取り巻く状況については、大きな変革が予想されます。

こうした中、調布市教育委員会は、子どもたちが「徳・知・体」の調和の取れた成長と社会の変化に対応できる力の育成を図る学校教育分野の施策と、だれもが生涯を通じて学び支え合う社会教育分野の施策の展開を柱とし、学校・家庭・地域住民、その他関係者が相互に連携・協力し、調布の教育を支えるという認識に立ち、「すべての市民が教育に参加することを目指す。」とした教育目標を掲げています。

「調布市教育プラン」は、その実現に向けて取り組む施策・主要事業を定めたものです。

今回の改定に当たっては、すべての市民が教育に参加することを目指し、より施策や主要事業の内容をわかりやすく再編するとともに、全体の施策や主要事業の取組とは別に、教育を取り巻く大きな変革の動向や、食物アレルギー対策をはじめとする安全管理や深刻化する施設の老朽化などの重要課題に対し、教育委員会として組織横断的・包括的に取り組む必要があるものを「重点プロジェクト」として設定し、総合的・包括的に進行管理していくこととしました。

この間、教育委員会内における協議はもとより、市長部局との協議、社会教育委員の会議・PTA連合会・市立小中学校校長会等の教育関係者との意見交換、教育プラン点検評価有識者からの意見聴取、パブリックコメント手続などを行い、多くの方々にご意見をいただきました。ご協力をいただいた方々に、改めて感謝申し上げます。

市民の皆様には、引き続き調布市の教育へのご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



目次

第1章 調布市教育プラン改定の概要	1
第1節 調布市教育プランとは	3
第2節 改定の目的	5
第3節 改定の方針	6
第4節 改定のポイント	7
第5節 改定の体制と経過	8
第2章 調布市教育委員会の教育目標・基本方針	9
第1節 教育目標	11
第2節 基本方針	12
第3章 重点プロジェクト	15
第1節 調布市の教育を取り巻く動向	17
第2節 7つの重点プロジェクト	27
第4章 施策の展開	33
第1節 施策の体系	35
第2節 各施策について	38
第5章 教育プランの推進に当たって	63
第6章 資料編	67
> 教育プラン施策体系（施策，主要事業，主管課）	68
> 施策の再編過程	70
> 教育プラン改定前と改定後の主要事業の関係について	71
> 調布市教育委員会の機構と事務分掌	76
> 教育プラン改定作業チーム会議経過	77
> 教育プラン改定作業チーム要綱	78
> 教育プラン改定作業チーム名簿	79
> 用語解説	80

本文中，※を記した語句については，80～88ページに「用語解説」がありますのでご参照ください。

第1章

調布市教育プラン改定の概要

- 第1節 調布市教育プランとは
- 第2節 改定の目的
- 第3節 改定の方針
- 第4節 改定のポイント
- 第5節 改定の体制と経過

第1章 調布市教育プラン改定の概要

第1節 調布市教育プランとは

1 調布市教育プランの策定(平成22年3月)

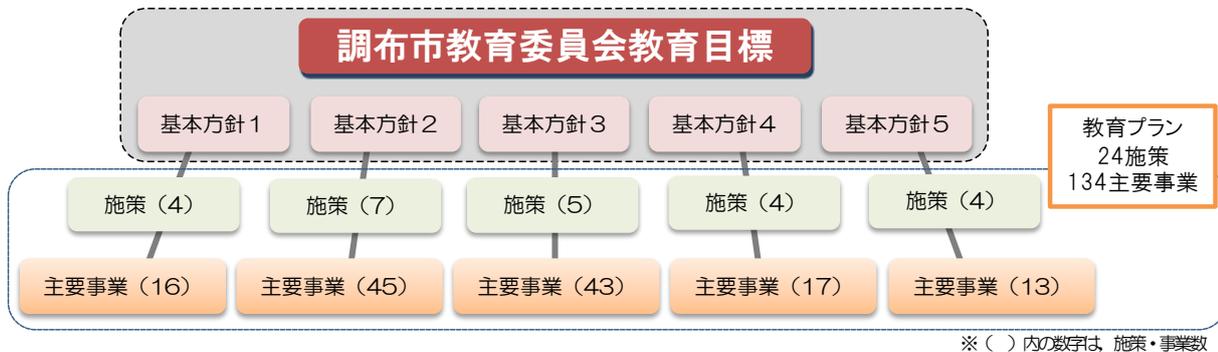
平成18年12月に教育基本法が改正され、同法第17条では、政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画(教育振興基本計画)を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないと規定されました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

これを受け、調布市教育委員会は、国や東京都の教育振興基本計画策定の動向を踏まえ、調布市の基本構想・基本計画と整合を図るなど、調布市の実情に即した市の教育振興基本計画として「調布市教育プラン」を平成22年3月に策定しました。

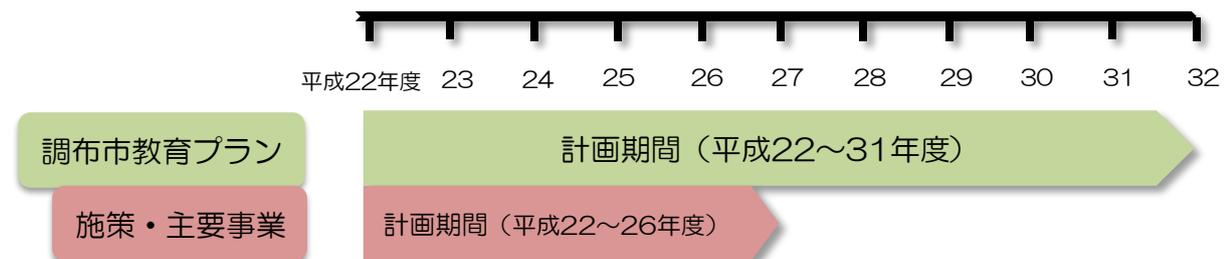
調布市教育プランは、「調布市教育委員会の教育目標と5つの基本方針」の実現に向け、総合的・計画的に推進するための24の施策・134事業を示しています。

計画期間は、10年後の調布の教育を見据え、平成22年度から平成31年度までの10年間とし、施策及び主要事業については、平成22年度から平成26年度までの当初5年間に取り組む内容を記載しています。

<調布市教育プラン(平成22年3月策定)の体系図>



<調布市教育プラン(平成22年3月策定)の計画期間>



2 調布市教育プランの時点修正(平成25年3月修正)

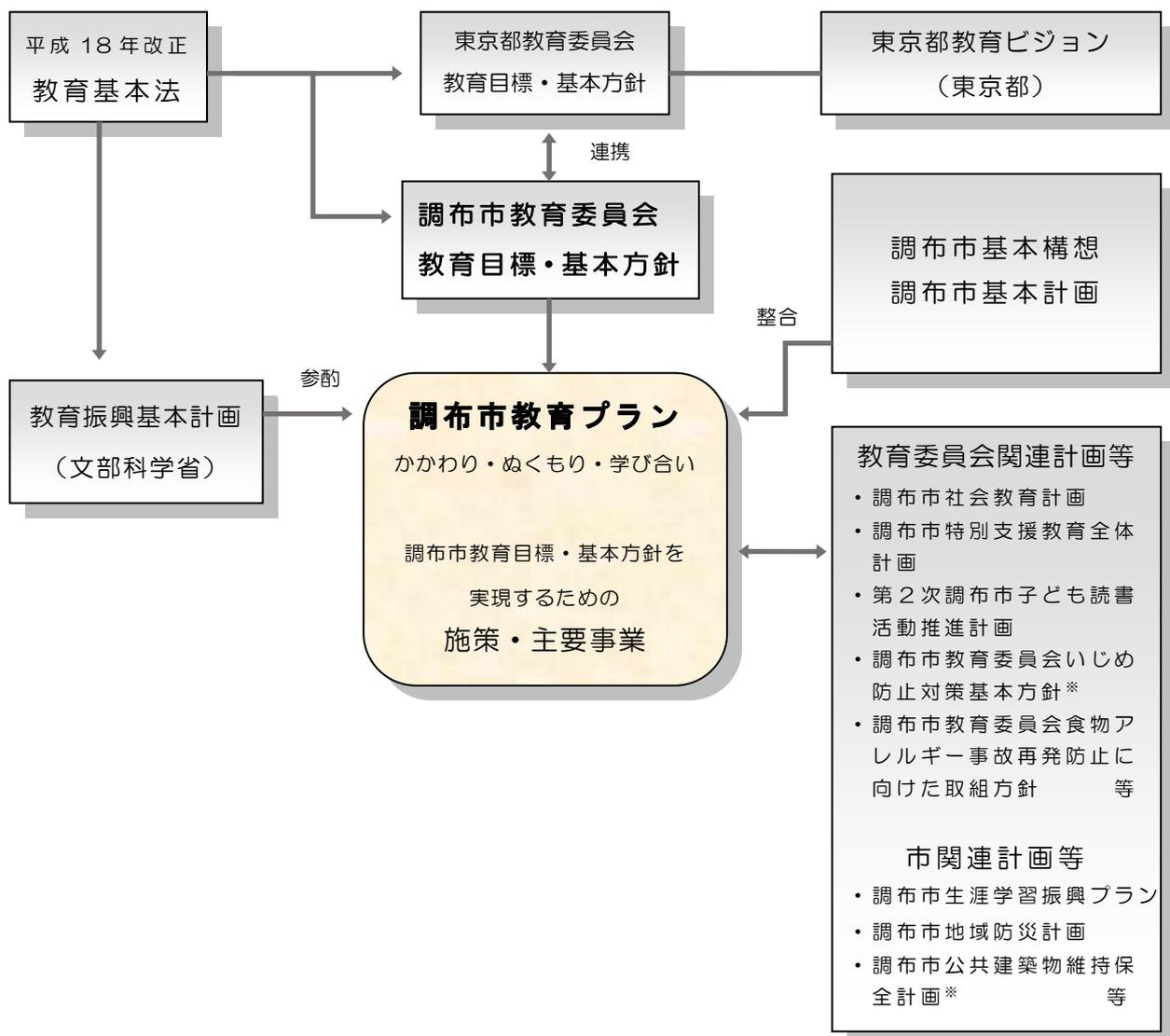
調布市教育プラン(平成22年3月策定)は、平成25年度を初年度とする新たな調布市基本構想・基本計画の策定に合わせて、平成25年3月に事業計画の見直しや4つの主要事業を追加するなどの時点修正を行いました。

この時点修正により、教育プランの構成は24の施策、138の主要事業となりました。

<追加した4つの主要事業>

- ① アレルギー疾患等への事故防止に対する取組(学務課)
- ② 郷土の歴史・文化を核とした展示・普及事業の推進(郷土博物館)
- ③ 国登録文化財真木家住宅*の保存・活用(郷土博物館)
- ④ 防災教育の日*の制定(教育総務課)

<調布市教育プランと各計画の関係>



第2節 改定の目的

調布市教育委員会では、平成22年3月に策定した調布市教育プラン及び平成25年3月の教育プランの時点修正に基づき、調布市の教育の振興を図り、教育目標の実現へ向け、多くの施策・主要事業に取り組んできました。

平成26年度は、調布市教育プランの施策・主要事業の計画期間の最終年度に当たることから、平成27年度以降の施策・主要事業について、改定する年度となります。

この間、国の社会経済情勢については、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、雇用環境・地域社会・家族の変容、経済格差の進行や教育格差の再生産・固定化など、一層の状況変化が指摘されています。

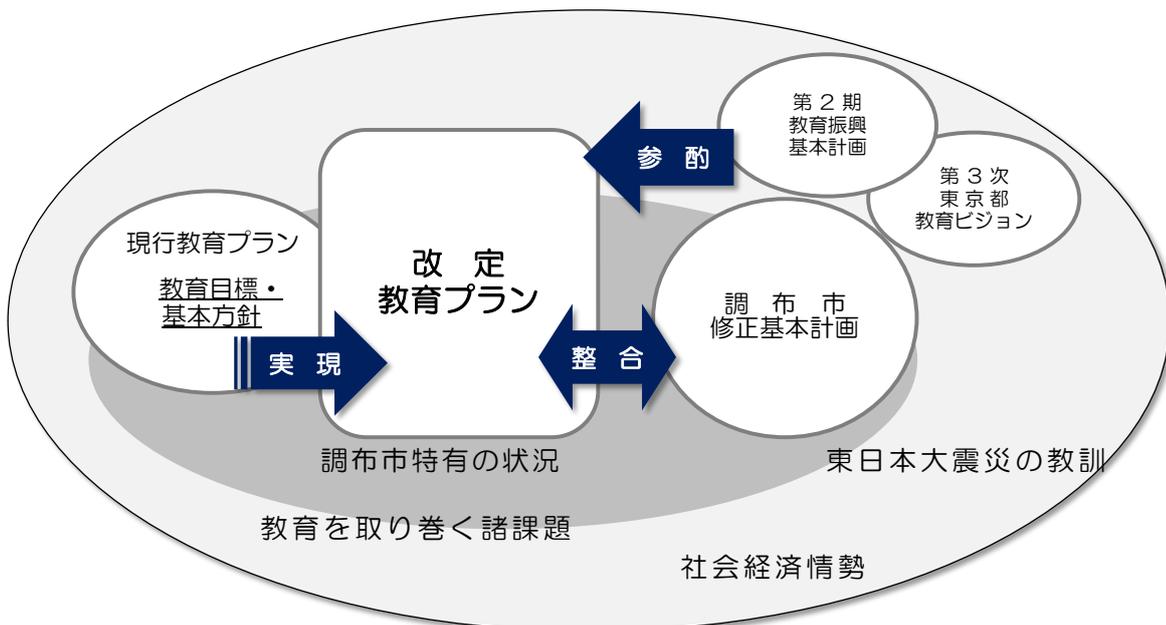
教育を取り巻く現状では、核家族化や都市化の進行、家庭や地域の教育力の低下、ICT※の普及など社会の変容やライフスタイルの多様化を背景に、依然として子どもたちの生活習慣の乱れ、社会性・規範意識等の面で課題があるほか、体力・学習意欲の面で二極化する傾向も指摘されています。さらに、全国学力・学習状況調査結果等から、基礎的・基本的な知識・技能の習得に一定の成果がみられる一方、思考力・判断力・表現力に課題があると指摘されています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国の社会経済に深刻な打撃を与えるとともに、私たちの価値観や社会の在り方を問い直す大きな契機となりました。

このような社会経済情勢の変化を踏まえ、平成25年には、国の第2期教育振興基本計画※及び東京都の第3次教育ビジョン※がそれぞれ策定され、今後の方針が示されたところです。

また、調布市においても調布市基本計画を時点修正し、計画期間を平成27年度から30年度とする修正基本計画の策定を進めています。

そこで、調布市教育プランの改定については、こうした国や東京都の計画を参酌するとともに、調布市基本計画との整合を図りながら、新たな社会経済情勢や調布市特有の状況など直面する多様な課題に対応することで、時代に即した計画とすることを目的としています。



第3節 改定の方針

1 調布市教育委員会の教育目標と基本方針の位置づけ

調布市教育プランの改定に当たって、教育の安定性や継続性の観点を重んじ、その根幹となる「調布市教育委員会の教育目標と基本方針」については、継承するものとします。

2 改定の方針

① 社会経済情勢の変化・市特有の課題の把握、国や都の計画の参酌

- ・社会経済情勢の変化，調布市の教育を取り巻く動向の把握
- ・国の第2期教育振興基本計画・東京都の第3次教育ビジョン^{*}の参酌

② 調布市基本計画(平成25年度～平成30年度)との整合

平成26年度に時点修正される調布市の基本計画と整合をとることで、計画期間、基本計画事業や予算との連動を図ります。

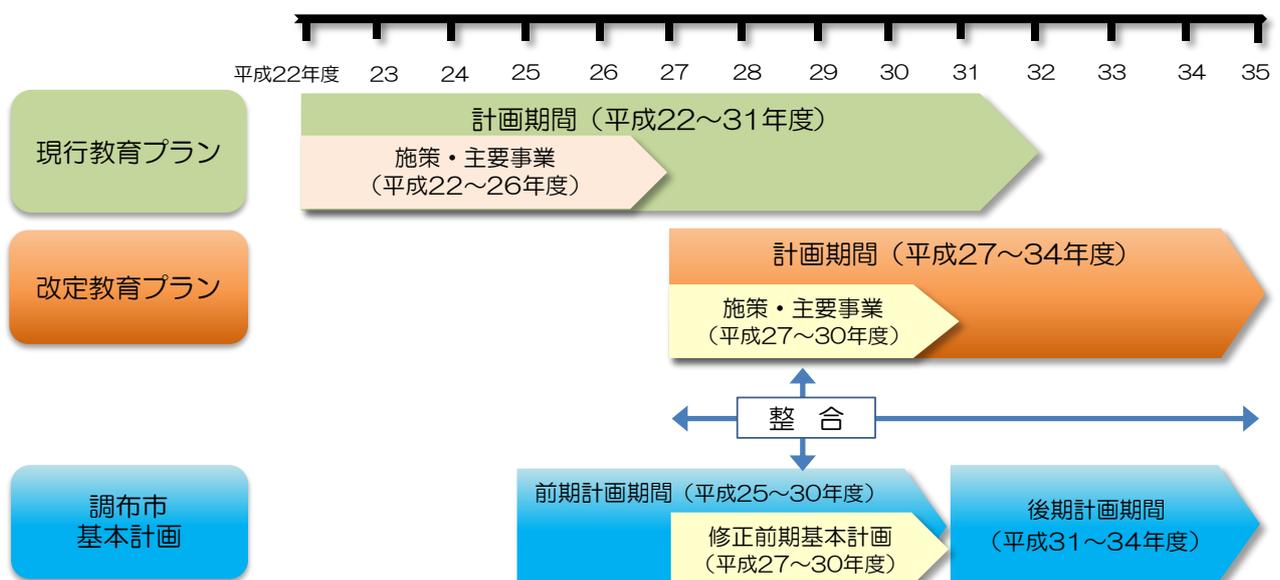
③ 見やすく・分かりやすい構成へ再編

これまでの点検・評価^{*}における有識者の意見などを踏まえ、的確に進行管理していくことを考慮し、施策体系や全体構成を見直すことで、今後4年間に教育委員会が実施していく教育施策の全体像を、市民の方々に、より分かりやすく示します。

3 計画の期間

現行教育プランは、平成22年度から平成31年度までの10年間を見据えた計画期間とし、5年間にわたって取り組む施策と事業を体系化して示しました。

改定教育プランについては、修正基本計画の計画期間と合わせ、平成27年度から30年度までの4年間とし、全体の計画期間も平成34年度までの8年間とします。



第4節 改定のポイント

前節「改定の方針」で示した3つの事項を踏まえ、主に下記の2点を改定のポイントとしています。なお、詳細は、第3章以降に記載しています。

① 「7つの重点プロジェクト」の設定

社会経済情勢の変化や調布市の教育を取り巻く動向を踏まえ、国や東京都の新たな方針を参酌しつつ、直面する多様な課題に対応するため、調布市教育委員会が4年間にわたって、組織として横断的に、迅速かつ重点的に取り組み、総合的・包括的に進行管理していくものとして、「7つの重点プロジェクト」を設定しました。

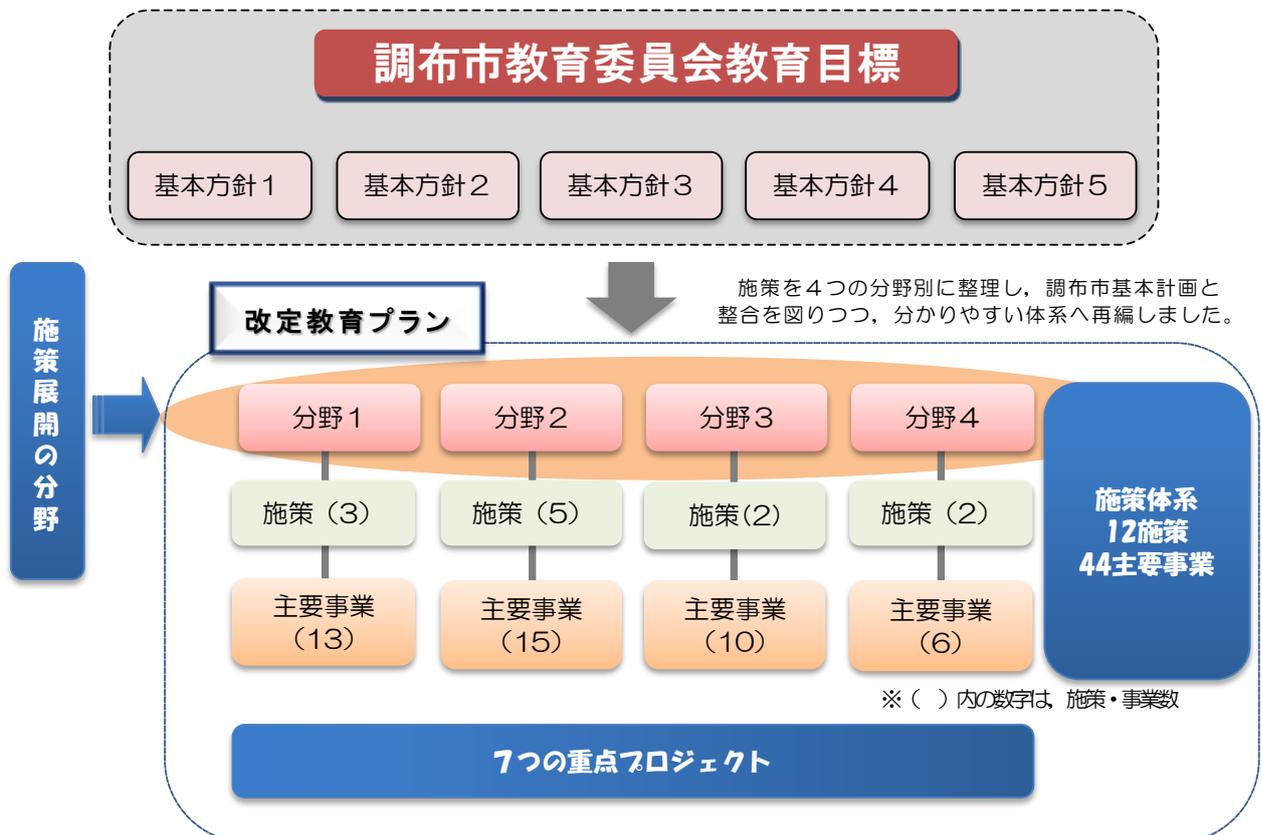
② 施策体系の見直しと主要事業の再編

現行教育プランは、教育目標を達成するための具体的な方針である基本方針の下に直接的に施策を位置づけていましたが、改定教育プランは、調布市基本計画と整合を図るとともに、すべての市民が教育に参加することを目指して、より分かりやすい計画とするために、4つの「施策展開の分野」を設け、分野別に施策体系を整理しました。また、的確な進行管理を図る点を考慮して、現行の施策・主要事業数を大きく束ねる形で、再編整理しました。

<施策・事業数> ※施策の再編については、70ページに現行プランと改定プランの比較図を掲載

現行教育プラン → 改定教育プラン
24施策・138事業 12施策・44事業

<調布市教育プラン(改定素案)の体系図>



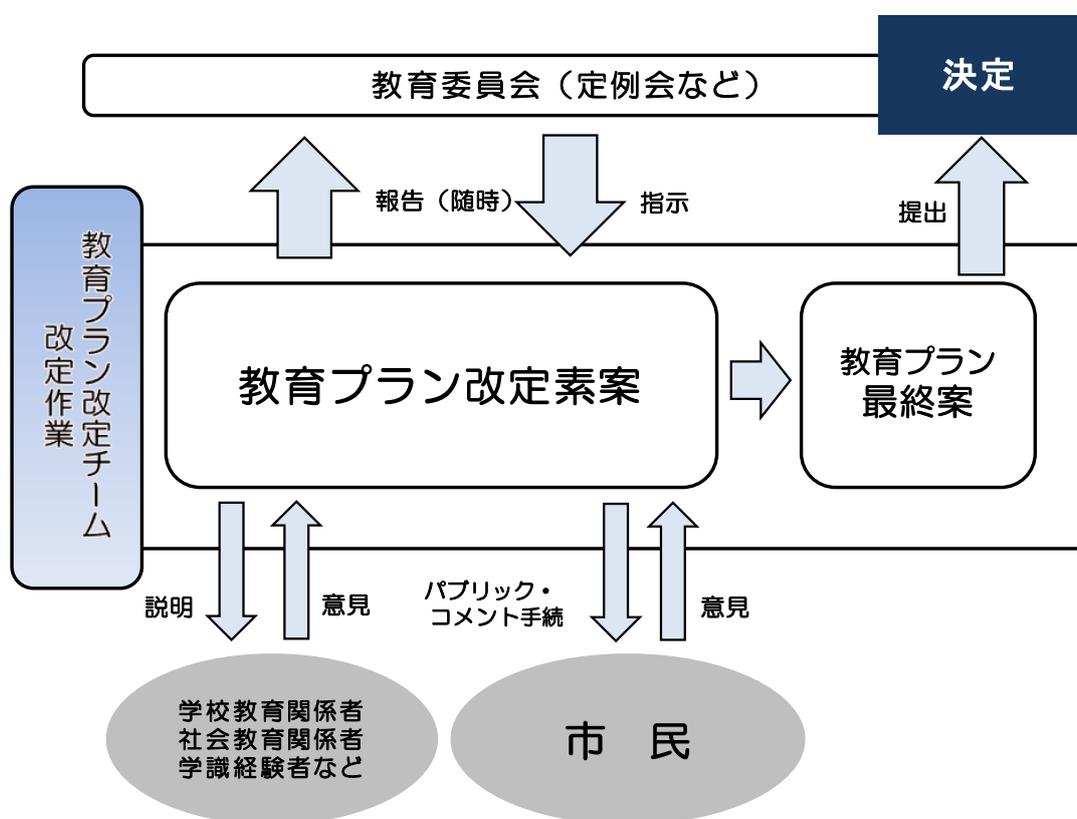
第5節 改定の体制と経過

改定に当たっては、教育プラン改定作業チームを設置し、平成26年5月から10月までに会議を月に約1回、合計7回開催し、「教育プラン改定素案」づくりを進めました。

教育委員会は、教育プラン改定作業チーム会議で検討した素案の報告を受け、必要な指示を行いました。また、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者から意見等をお聴きするとともに、市民の皆さんからの意見等をプランに活かしていくため、パブリック・コメント手続*を実施しました。

パブリック・コメント手続実施後、意見等に対する教育委員会の考え方などを整理し、必要な修正を加え、教育委員会において決定したものです。

<改定教育プラン策定の主な流れ>



<改定教育プラン策定の主な経過>

- 調布市教育委員会における協議（平成26年4月25日，11月14日，平成27年1月23日）
- 教育プラン改定作業チーム会議（平成26年5月28日～10月24日まで全7回実施）
- 有識者（3人）への意見聴取（平成26年11月・12月）
- 意見交換会等
 - 平成26年11月6日 定例校長会での改定素案の説明及び意見照会
 - 平成26年11月10日 PTA連合会との改定素案についての意見交換会
 - 平成26年11月11日 社会教育委員の会議での改定素案の説明及び意見照会
- 行政経営会議での報告・質疑 平成26年11月19日，平成27年2月3日
- 庁内からの意見聴取 平成26年11月27日～12月26日
- パブリック・コメント手続（平成26年11月27日～12月26日）

第2章

調布市教育委員会の教育目標・基本方針

第1節 教育目標

第2節 基本方針

第2章 調布市教育委員会の教育目標・基本方針

第1節 教育目標

調布市教育委員会は、教育基本法の精神を基盤とした下記の教育目標の実現に向け、施策を展開してまいります。

平成26年12月19日
調布市教育委員会決定

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体*の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
 - 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
 - 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども
- の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
 - 市民のつながりを強めるネットワークを構築する
 - 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する
- などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力しながら調布の教育を支えていく、という認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指す。

第2節 基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン（平成27～30年度）に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るなど、教育委員会制度改革の趣旨を踏まえた取組を進めます。

基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

背景

- 22万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギー※により尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の生命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめを撲滅していかなければならない。

施策の方向性

- 一人一人の尊厳を大切にする人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを充実し、いじめ・偏見・差別・虐待をしない、させない心を育む教育を推進する。
- 教職員の人権意識を高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの撲滅に向けた組織的な取組を推進する。

基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

背景

- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間の基礎づくりや、自ら社会のために貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組める教育が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 貧困の連鎖が社会問題化している状況にあって、平成26年8月、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困への総合的な対策が求められている。

施策の方向性

- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
- 心身に障害がある、不登校の状態にあるなど、より手厚い支援が必要な子どもたちへの教育を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校、子どもの貧困対策など、学校を取り巻く諸課題への対応に向け、学校・家庭・地域・関係機関と一体となって、情報共有及び連携に努め、取組を推進する。

基本方針3 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

背景

- 市民一人一人の学習活動が多様化する中、市民が、生涯にわたり自己研さんに励み、それぞれの自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送ることが求められている。

施策の方向性

- 地域の資源を有効活用しながら、市民の要請や思いを的確に受け止め、それらに応じた学習の機会や場、学習情報の提供を推進する。

基本方針4 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

背景

- 家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力に努めることが求められている。
- 東日本大震災の教訓から、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められているとともに、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。

施策の方向性

- 学校・家庭・地域それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見を交換し合いながら、積極的に教育に参加する体制づくりを推進する。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や防災訓練の取組を推進する。

基本方針5 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

背景

- 少子高齢化の流れの中にあって、調布市では教育人口のさらなる増加が見込まれており、子どもの就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が急務となっている。また、特に学校施設の老朽化が進行しており、安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が必要である。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

施策の方向性

- 教育人口の推移や学校施設・社会教育施設の老朽化を的確に把握するとともに、調布市公共建築物維持保全計画の見直しを図りながら、着実に整備を推進する。
特に、学校施設の老朽化対策は最優先課題として、関係部署と連携しながら、計画的に推進する。

第3章

重点プロジェクト

第1節 調布市の教育を取り巻く動向

第2節 7つの重点プロジェクト

第3章 重点プロジェクト

第1節 調布市の教育を取り巻く動向

調布市教育委員会の教育目標・基本方針を実現するために、教育プランでは必要な施策・主要事業を掲げ、施策・事業を展開しながら教育課題の改善に取り組みます。

施策の位置づけに当たっては、国や東京都の教育振興基本計画や社会状況などを勘案するとともに、調布市基本計画と整合を図りつつ、調布市特有の教育を取り巻く今日的・社会的な動向や学校を取り巻く複雑・多様化する課題等についての的確に把握しておく必要があります。

1 教育人口推計

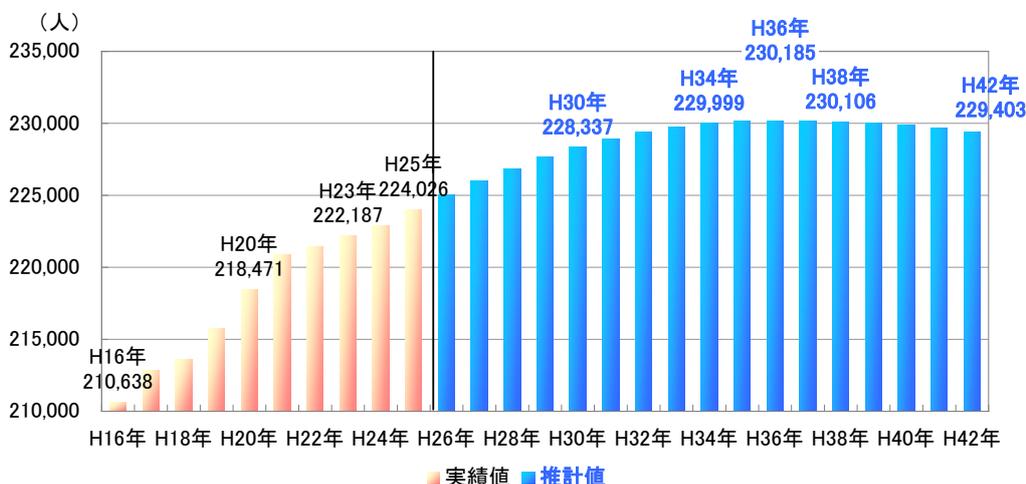
日本社会全体では、平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が急速に進んでいます。一方、調布市では、出生が死亡を上回る自然増、転入が転出を上回る社会増が続いており、総人口は平成5年からの20年間で3万人近く増加し、市の将来人口推計（平成26年3月）では、今後もしばらくは人口増加が続き、平成36（2024）年の約23万人をピークに、減少に転じると見込んでいます。

平成25年1月1日現在の調布市の人口22万3,000人余を年齢別にみると、最も多い年齢層は40～44歳で2万人を超え、65歳以上の人口は全国的な増加傾向と同様増加が続いていますが、14歳以下は、全国的な減少傾向と異なり、微増傾向となっています。

なお、平成25年から平成42年に向け、75歳以上の人口は1万人以上増加する一方、15歳以上64歳以下の人口が5,000人以上減少することが見込まれています。

こうした中、平成26年9月に教育委員会が推計した教育人口（市立小・中学校児童・生徒数）推計結果では、平成27年度から平成31年度までの5年間で平成26年度に比べ、小学校は児童数682人・16学級の増加、中学校は生徒数129人・2学級の増加を予測しています。調布市の教育人口は、地域や学校ごとに増減の差異はありますが、全体として、中長期的には減少見込みである一方、短期的には増加傾向にあります。

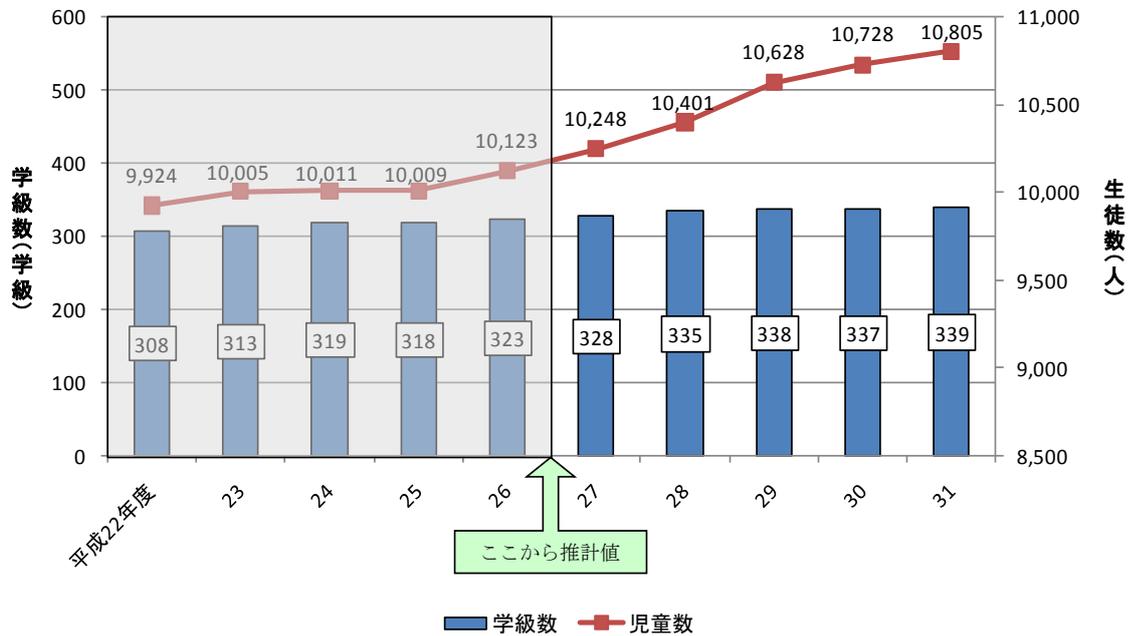
<調布市の将来人口推計(まちづくりデータブック2013抜粋)>



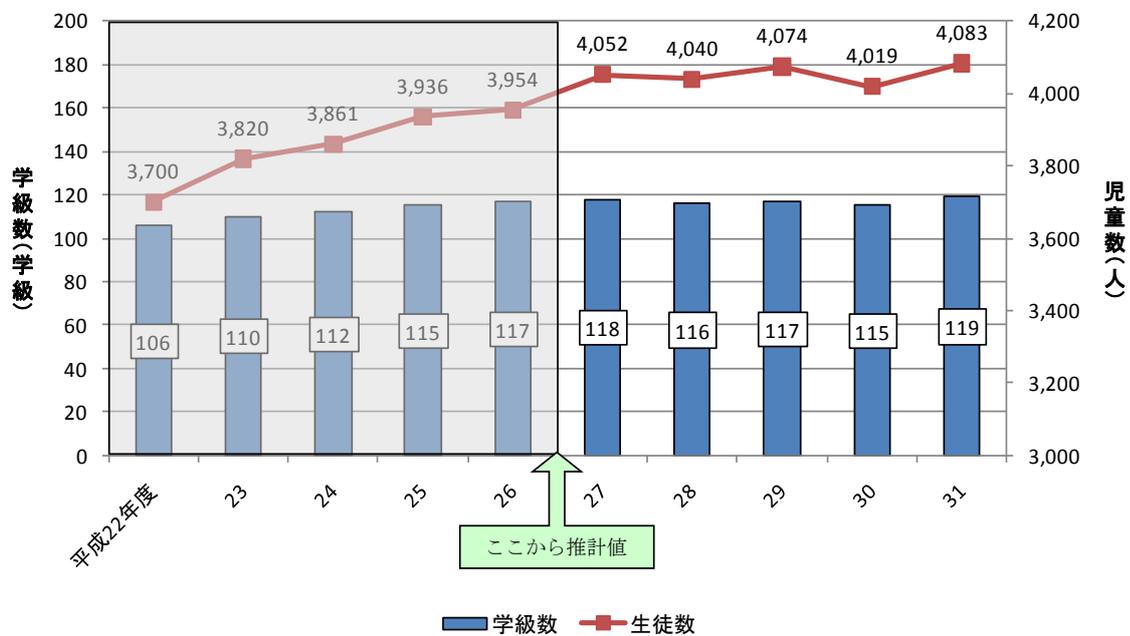
※ 各年10月1日現在、外国人を含む

※ 推計値は、平成25年10月1日を基準とした人口推計

<市立小学校児童の人口推計グラフ(平成26年度調布市教育人口等推計報告書より抜粋)>

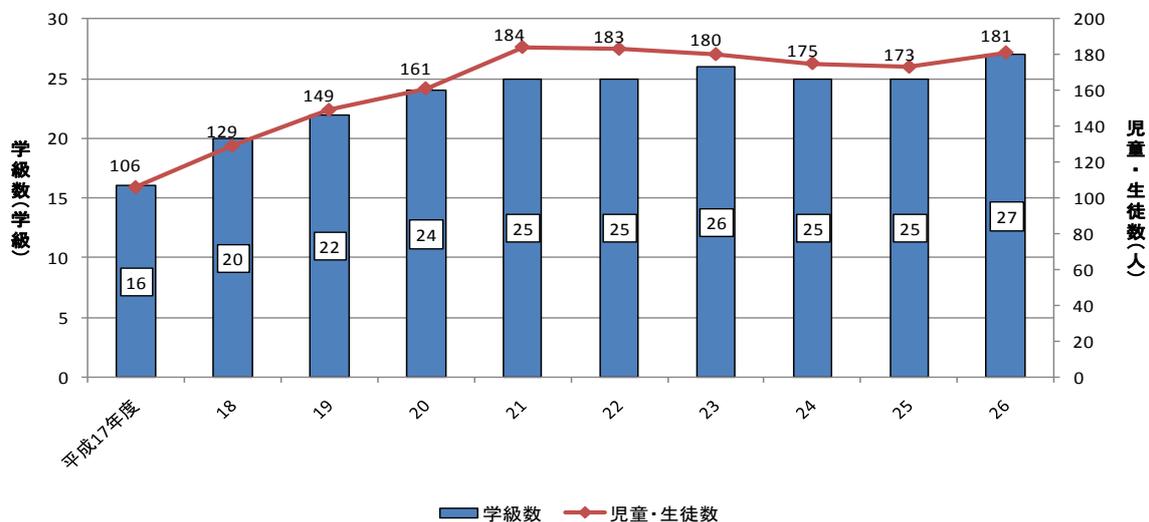


<市立中学校生徒の人口推計グラフ(平成26年度調布市教育人口等推計報告書より抜粋)>

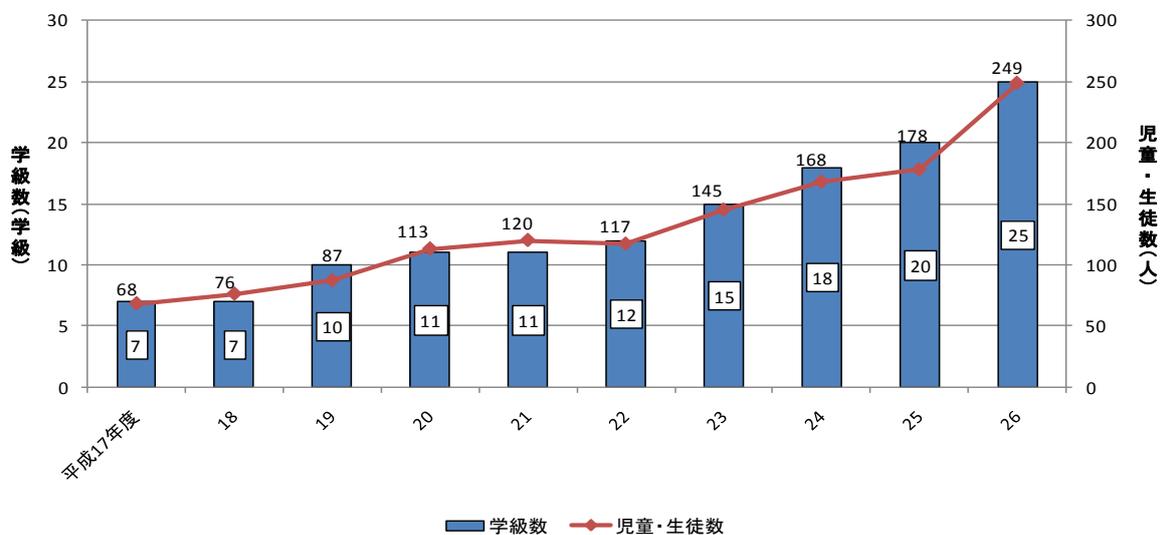


また、特別な支援を必要とする児童・生徒数も増加することが見込まれることや、特別支援学級のうち、情緒障害等通級指導学級への入級希望者の増加が今後も推測されることから、教室等を含めた教育環境の整備を進めることが求められます。

＜市立小・中学校における特別支援学級数等の推移(調布市教育委員会調べ)＞



＜市立小・中学校における通級指導学級数等の推移(調布市教育委員会調べ)＞



2 施設老朽化

学校施設は、児童・生徒が安全かつ良好な環境の中で学ぶことができるよう、調布市基本計画及び調布市公共建築物維持保全計画※に基づき、計画的な改修に取り組んできました。

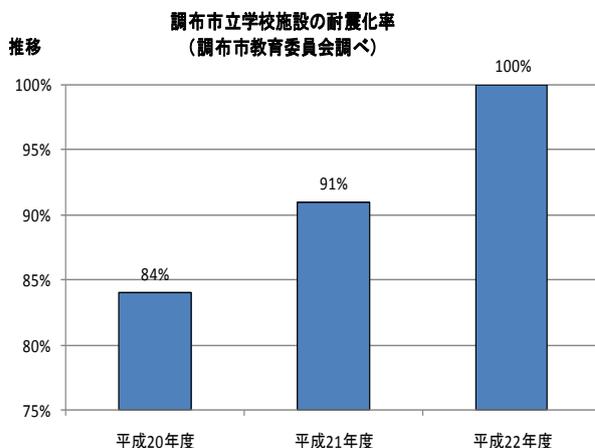
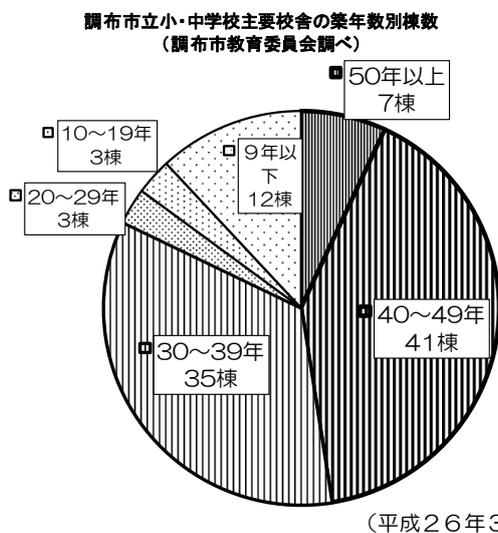
しかしながら、中学校給食の開始に向けた改修、耐震化の促進、普通教室への空調設備の導入、不足教室対策などの緊急課題に優先的に取り組んだことから、学校施設の維持保全については、当該施設の現況を把握したうえで、一部計画どおりに実施することができない状況となりました。

そうした中、近年、全国的に台風による大雨や強風、ゲリラ豪雨などの異常気象による被害が発生しており、平成26年6月には、市内でも局地的な降ひょうにより学校施設等において雨漏りなどの被害が発生しました。

調布市では、こうした施設老朽化の現状に鑑みて、基本計画の時点修正にあわせて、学校施設等の老朽化対策を最重要課題の一つとして位置付け、施設の老朽化及び安全対策に計画的かつ実効性をもって取り組むこととしております。

また、公共建築物維持保全計画においては、構造躯体の計画更新年数※を65年としています。学校施設の現状は、昭和39年の東京オリンピック開催以降、高度経済成長期の急激な人口増加に伴う学校建設により、築40年以上を経過している施設が約半数を占めています。なかでも、築40～49年の建物は41棟、築30～39年では35棟と、一斉に更新期を迎えることとなります。こうした現状を踏まえ、学校施設の安全を第一として施設の建替えや長寿命化対策の検討が急務となっています。

学校施設及び社会教育施設は、子どもや市民の学習の場であるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割や避難所としての役割を担っています。そのため、施設整備に当たっては、教育人口推計や学校の運営状況、施設の利用状況や管理状況などを十分に考慮するとともに、避難所機能の充実やバリアフリー化などの観点を踏まえ、地域の実情や施設の実態調査に基づく計画的な整備を実施していく必要があります。



※ 100㎡未満の建物及び倉庫等は棟数には含めていない。
 ※ 体育館を含まない。

3 子どもの安全・安心

(1) 子どもの安全の確保

子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けるためには、児童・生徒等の安全が確保される必要があります。

そのうえで、学校教育においては、児童・生徒一人一人が、生涯にわたって自らの安全を確保することのできる基礎的な力を身に付けることが求められています。

児童・生徒の安全を取り巻く現状や課題としては、自然災害に関しては、東日本大震災の教訓をもとに、教育委員会では、毎年4月の第4土曜日を調布市防災教育の日^{*}とし、子どもたちが「命の尊さ」について考え、自助・共助の大切さなどを学ぶための防災教育を実施するとともに、保護者をはじめ地域の方々を対象にした防災に関する公開講座の実施や、学校震災時対応シミュレーション^{*}などを基にした実効的な防災訓練・避難所開設運営訓練を行っています。今後も、消防・警察など関係機関と相互に連携・協力しながら、より実効的な訓練となるよう、市・学校・地域が一体となって地域の防災力を高める取組を行っていく必要があります。

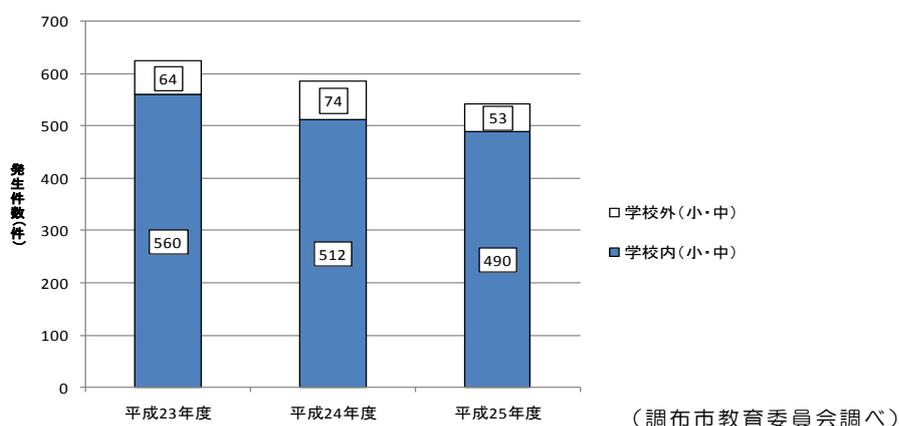
学校管理下における事故に関しては、小学校では休憩時間中を中心に、中学校では課外活動などにおいて、負傷事故（骨折、挫傷、打撲など）が発生しており、学校現場としても事故防止に苦慮している現状があります。とりわけ、平成24年12月に調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童の死亡事故については、事故を風化させることなく、再発防止に向けた取組を継続していく必要があります。

交通安全に関しては、児童・生徒が交通事故に合うことがないように、警察等の協力もいただきながら、交通安全教育に取り組んでいます。なお、近年、自転車に乗った児童・生徒が加害者となる事例も見受けられることから、自転車乗車にかかわる交通ルール等の徹底が求められています。

さらに、学校に不審者が侵入して児童・生徒や教職員の安全を脅かす事件や、通学路等における児童・生徒に対する声掛け事案、学校周辺における強盗事件の発生など、子どもたちの安全を脅かす犯罪などの事件も発生しており、大きな社会問題となっています。

このように、学校の内外で起きる事件・事故・災害や新たな感染症等による児童・生徒の被害を最小限に止められるよう、これまでの事故等の教訓を生かして、日頃の生活安全指導や安全教育の充実、情報共有の徹底を図るなど、学校・教育委員会が一体となって、子どもたちの安全の確保を第一に、組織として危機管理に取り組むことが求められます。

<調布市立小・中学校における児童・生徒の災害傷病発生状況>



(2) 安心して学ぶことができる教育環境

昨今、学校教育を取り巻く課題として、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案や子どもの生命・身体の安全が損なわれるような事案が全国的に発生しています。

また、経済格差の進行により、教育にも格差の再生産や固定化への影響が見られ、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しています。

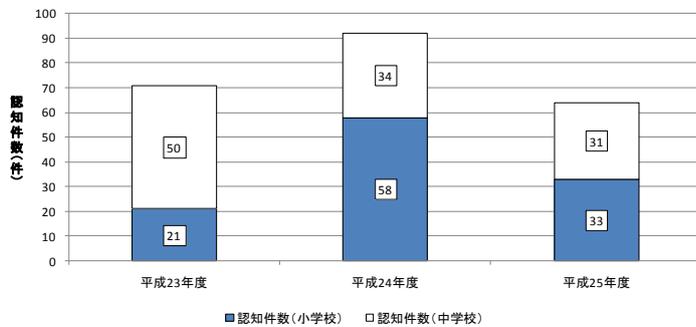
政府の調査によれば、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準となるなど、深刻な状況であることから、平成26年8月29日には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、子供の貧困対策を総合的に推進することが打ち出されました。

国の第2期教育振興基本計画では、こうした状況が一人一人の意欲の減退や社会の不安定化につながり、東日本大震災により、深刻な状況が一層、顕在化、加速化していると捉えています。

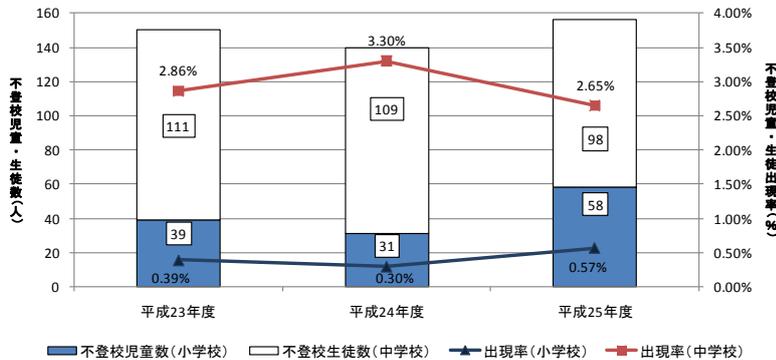
いじめや、不登校、貧困など多様な要因から、学校における「学び」に困難を抱える子どもたちに対し、徳・知・体の調和の取れた成長を促し生きる力や自立心を育む指導、一人一人の「個」に応じたさまざまな支援を図ることが求められています。

未来を担う子どもたちが、家庭の状況や発達の状況等にかかわることなく、意欲・能力等に応じて安心して学ぶことができる教育環境を、関係機関との連携を通じて整備する必要があります。

<調布市立小・中学校におけるいじめの認知件数等>



<調布市立小・中学校における不登校児童・生徒数等>

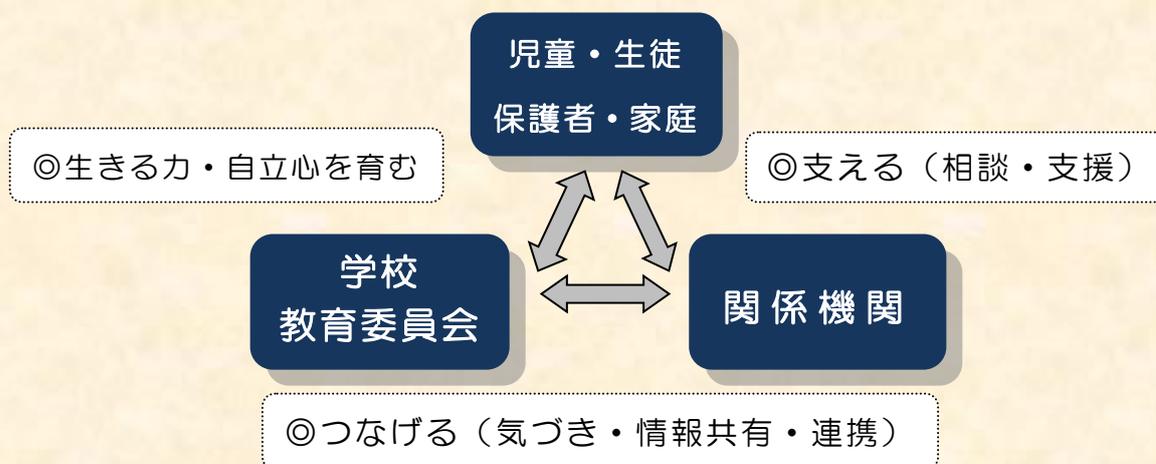


※ 出現率：不登校児童・生徒数÷児童・生徒総数×100

(出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

安心して学ぶことができる教育環境の整備

～「支える」「つなげる」「生きる力・自立心を育む」取組の充実～



◎「支える」取組

学校における子どもたち一人一人の様子を的確に捉え、教育活動や生活指導を行うとともに、家庭環境や生活背景等を組織的に把握し、子どもや家庭に対する必要な支援を行う。

- 就学支援
- 地域による学習支援
地域人材・学校ボランティア等を活用した教育支援，学校支援地域本部^{*}による支援，幼・保・小及び小・中連携の推進
- 個に応じた支援
スクールカウンセラー^{*}・スクールソーシャルワーカー^{*}・スクールサポーター^{*}の配置，メンタルフレンド・テラコヤスイッチ^{*}の実施
- 教育相談の充実

◎「つなげる」取組

学校だけでは、解決できない課題について、子どもたちのことを第一に考えながら、行政や関係機関が連携・協力を図る。

- スクールソーシャルワーカーの活用による学校と福祉機関の連携
- 子どもの学習支援や居場所づくり等の活動を行うNPO等との連携
- 市の福祉部門や子ども家庭支援センター，児童相談所，養護施設等の関係機関との連携 など

◎「生きる力・自立心を育む」取組

学力の保障，キャリア教育などを通じて「生きる力」の育成を図る。

- 学校における学習支援の充実，適切な学習機会の確保
- 特別支援教育の充実，適応指導学級・相談学級等の運営 など

4 生涯学習・社会教育

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、人と人とのつながりが希薄になる中、少子高齢化の進行や、平成23年3月1日に発生した東日本大震災により、これまで以上に人と人とのつながりや地域の「絆」の大切さが再認識されるようになりました。

こうした社会状況の変化のもと、いま、より豊かで充実した生活を送るために市民と一緒につくる、地域を担う市民を育てる社会教育の大切さを再認識することや、生涯にわたって学習機会が提供され、学習の成果を地域に生かし、互いに学び合うことでコミュニティの形成につなげる生涯学習社会の実現が求められています。

調布市においては、生涯学習振興プランや社会教育計画を定め、取組を着実に進めながら、新たな社会状況に柔軟に対応する生涯学習・社会教育事業を推進していく必要があります。また、施設については、利用者の視点を踏まえた効果的・効率的な運営や計画的な整備を進めていく必要があります。

生涯学習・社会教育の推進

- ライフステージや意欲・能力等に応じた学習機会の提供・学習活動の支援
- 社会的に困難を抱える子ども・若者たちへの世代を超えた支援
- 自助・共助・互助・協働のまちづくりの推進
- 学校教育との連携・家庭教育への支援



▲調布市生涯学習振興プラン
(平成25～34年度)



▲調布市社会教育計画
(平成25～34年度)

5 開かれた教育行政

平成24年度に、調布市立学校において、食物アレルギーに起因する児童の死亡事故や、担任教員による児童への暴言等による不適切な指導など、調布市の教育行政の信頼を損なう事案が発生・発覚しました。

調布市教育委員会は、こうした事故や事案を二度と起こさないための再発防止策の徹底を図るとともに、教育委員会と学校、保護者との情報の共有に努めているところです。

また、昨今のいじめや体罰による子どもの自殺事件が発生した際の教育委員会や学校の対応の遅れが指摘されたことなどを受け、平成26年6月20日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、地方教育行政における責任体制の明確化や、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進めることとなりました。

こうしたことから、法改正に合わせた組織体制の整備や関連例規の整備を図るとともに、その機能、役割及び活動のあり方など、あるべき姿を常に見詰め、市民に信頼される教育行政の執行機関として改革・改善に努め、学校・家庭・地域と連携して、市民に開かれた教育行政を推進していく必要があります。

一方、学校現場を取り巻く課題が複雑化・多様化するなか、教職員には、授業・生活指導・学校行事・部活動のほか、保護者への対応や地域との連携などの活動についても、適切な対応が求められています。開かれた教育行政のもと、こうした学校を取り巻く状況を的確に把握しながら、教職員の資質向上や負担軽減に努め、その指導力を十分に発揮できるような学校環境を整えるとともに、学校評価のしくみの改善や学校経営支援の充実に取り組んでいく必要があります。

教育委員会制度改革

- 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- 市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置
- 教育に関する「大綱」を市長が策定

第2節 7つの重点プロジェクト

1 7つの重点プロジェクトの設定

教育プランでは、これまで、教育目標を実現するために基本方針を柱とした教育施策・主要事業を体系化して推進し、教育行政の振興を図ってきました。

そして、これまで24の施策・138の主要事業を位置付け、毎年、1つ1つの主要事業を点検評価しながら、教育プランを進行管理してきました。

しかし、毎年、教育委員会の各課が主要事業を1つ1つ点検評価するだけでは、その結果も「こんな取組をした」「こんな形で取り組んでいく」というような個別の事業管理に終始してしまう一面があります。

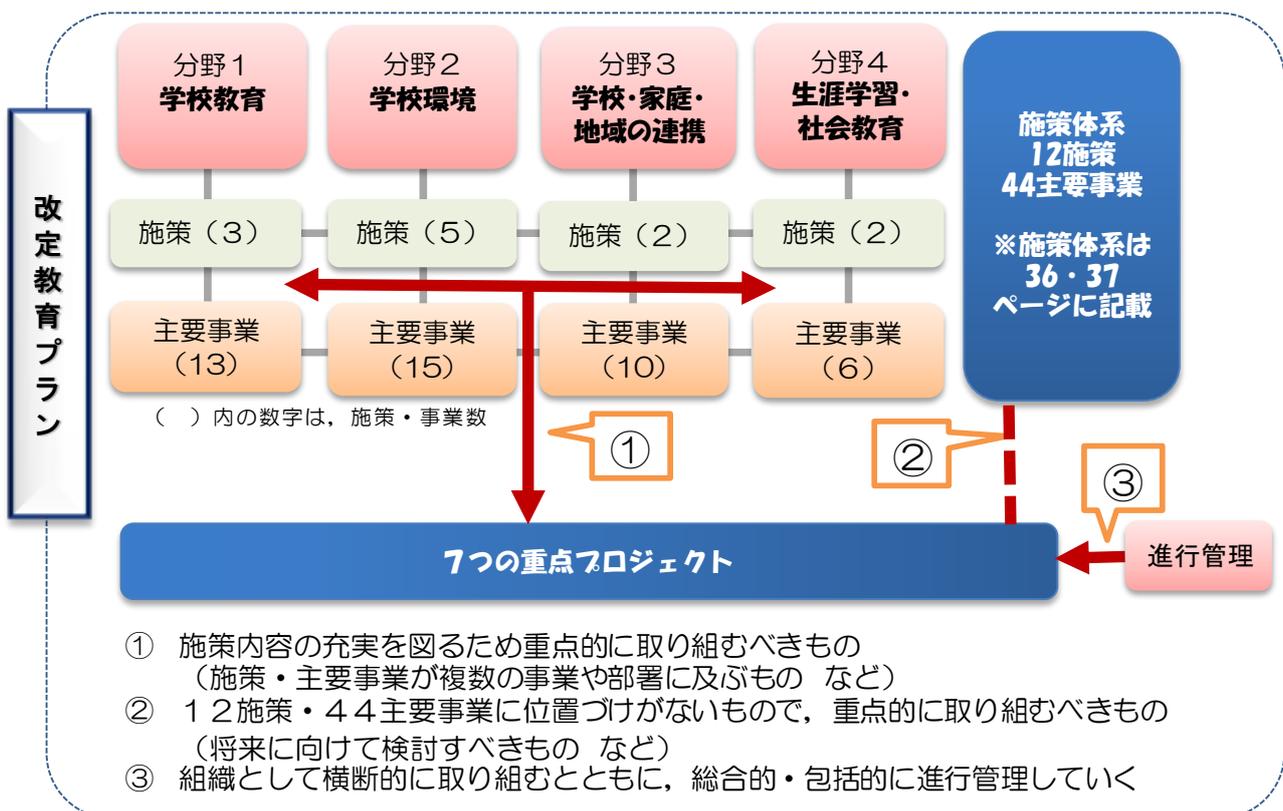
また、前節で掲げたように、今日の教育を取り巻く大きな社会の動向や背景、課題は、複雑多様化しています。これまでのように、1つ1つの主要事業を切り出して評価するだけでは、課題をきちんと捉えているのか、課題解決につながっているのか判然としないことがあります。

こうしたことから、今回の教育プランでは、教育委員会が、前節に掲げた現在の教育を取り巻く社会の大きな動向を的確に捉え、課題に対応できているのか進行管理し、これを明らかにするために、施策・主要事業とは別に、7つの重点プロジェクトを設定しました。

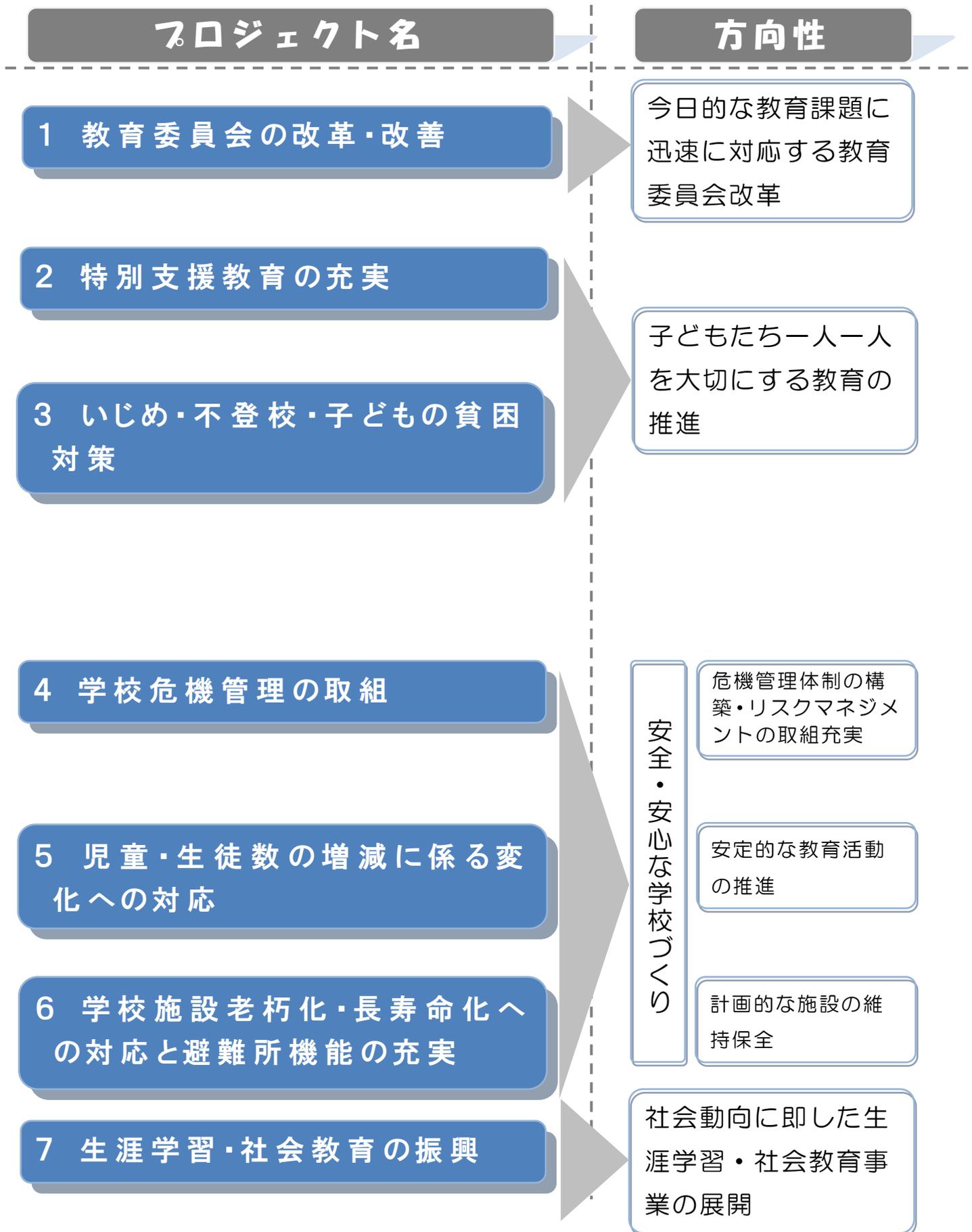
7つの重点プロジェクトは、施策・主要事業が複数に及ぶなど組織横断的にわたるもの、施策・主要事業に位置付けはないが組織全体の課題と捉えるものなど、教育委員会の複数の部署が連携して取り組むものを基本としています。

よって、施策体系に位置づけた施策や主要事業における取組とは別に、組織として横断的に、迅速かつ重点的に取り組み、総合的・包括的に進行管理していきます。

〈7つの重点プロジェクトの位置付け〉



7つの重点プロジェクト



※関連施策等は、「第4章 施策の展開」(33頁から)に記載しています。

関連施策等

調布市の教育を取り巻く動向との関係

※下記の項目については17~25頁に記載しています。

【プロジェクト1】

- 市長と連携した教育行政の推進
- 教育施策・事業を推進するための教育委員会の組織体制・運営の改革・改善

開かれた教育行政

【プロジェクト2】

- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策8 学校施設整備の推進
- 施策9 協働の学校づくり

【プロジェクト3】

- 施策1 豊かな心の育成
- 施策2 確かな学力の育成
- 施策3 健やかな体の育成
- 施策5 教職員の資質・能力の向上
- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策9 協働の学校づくり
- 施策10 青少年の育成
- その他、市福祉健康部、子ども生活部等との連携の取組

子どもの安全・安心

【プロジェクト4】

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策9 協働の学校づくり
- その他、教育委員会・学校の危機管理、市総合防災安全課等との連携の取組

【プロジェクト5】

- 施策6 魅力ある学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進
- その他、教育委員会の教育人口推計等の取組

教育人口推計

【プロジェクト6】

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進

施設老朽化

【プロジェクト7】

- 施策11 学習機会の提供・学習活動の支援
- 施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

生涯学習・社会教育

2 7つの重点プロジェクトについて

1 教育委員会の改革・改善

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るなど教育委員会制度改革の趣旨を踏まえた取組を進めます。また、制度改正に合わせて、教育委員会のあるべき姿を描き、取組の改革・改善に努めます。

〈関連施策等〉

- 市長と連携した教育行政の推進
- 教育施策・事業を推進するための教育委員会の組織体制・運営の改革・改善

2 特別支援教育の充実

調布市特別支援教育全体計画を踏まえつつ、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加傾向を捉え、障害のある者と障害のない者が、可能な限り、同じ場でともに学びあう教育（インクルーシブ教育[※]）の実現を目指します。特別支援教育の推進に当たっては、的確な現状把握や学級・教室の計画的な整備、教員の指導力向上や巡回指導の充実、関係機関との連携など多様な課題を総合的に組織横断的に推進します。

〈関連施策等〉

- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策8 学校施設整備の推進
- 施策9 協働の学校づくり

3 いじめ・不登校・子どもの貧困対策

教育委員会、学校、家庭、地域、社会教育施設などの機関が連携して、いじめ・不登校などの課題について、実態把握や迅速な対応・体制強化に継続して取り組み、未然防止や問題解決を図ります。また、徳・知・体の調和のとれた成長を促し、社会を生き抜く力を育むことにより、子どもの貧困対策に継続的に取り組むことで、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

〈関連施策等〉

- 施策1 豊かな心の育成
- 施策2 確かな学力の育成
- 施策3 健やかな体の育成
- 施策5 教職員の資質・能力の向上
- 施策7 個に応じた支援及び指導の充実
- 施策9 協働の学校づくり
- 施策10 青少年の育成
- その他 市福祉健康部、子ども生活部等との連携の取組

4 学校危機管理の取組

防災・防犯・疫病・放射能対策など、学校における児童・生徒の危機管理については、これまで調布市で発生した学校施設のシックハウス※問題、食物アレルギーによる事故などの事案を教訓に、学校と教育委員会が一体となり、関係機関と連携した対策・体制を充実させるとともに、家庭や地域の方々にもご協力をいただきながら、迅速かつ適切に取り組みます。

〈関連施策等〉

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策9 協働の学校づくり
- その他 教育委員会・学校の危機管理，市総合防災安全課等との連携の取組

5 児童・生徒数の増減に係る変化への対応

児童・生徒数の適切な把握は、各学校の学級数・学校規模、学区域、施設整備など地域コミュニティや財政需要とも関わる重要な課題です。よって、市内宅地開発等の動向や文部科学省が示す1学級当たりの児童生徒数の基準など、さまざまな増減要因を慎重に調査しつつ、適切な学級・学校規模を想定した対策や計画的な施設整備に取り組みます。

〈関連施策等〉

- 施策6 魅力ある学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進
- その他 教育委員会の教育人口推計等の取組

6 学校施設老朽化・長寿命化への対応と避難所機能の充実

市の学校施設は8割が築30年を経過しており、老朽化しています。施設の建替えは財政的な負担が大きいことから、教育環境の変化や地域の実情なども踏まえつつ、建物の長寿命化の選択肢も視野に入れながら、計画的な整備に努めます。また東日本大震災以降、学校における避難所機能の充実が一層求められており、その充実を図ります。

〈関連施策等〉

- 施策4 安全・安心な学校づくりの推進
- 施策8 学校施設整備の推進

7 生涯学習・社会教育の振興

国の第2期教育振興基本計画では、今後の教育行政の4つの基本的方向性として、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネット※の構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成を掲げています。このような今日的・社会的な動向を踏まえ、市の生涯学習・社会教育について、事業展開や施設整備、体制などのあり方についての見直しを検討します。

〈関連施策等〉

- 施策11 学習機会の提供・学習活動の支援
- 施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

第4章

施策の展開

第1節 施策の体系

第2節 各施策について

第1節 施策の体系

教育目標を実現するため、5つの基本方針を踏まえ、4つの施策展開の分野から、12の施策を展開します。

分野1 学校教育

子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に対応できる力を養うことができるよう、豊かな心、確かな学力及び健やかな体の育成を目指した施策を展開します。

分野2 学校環境

学校経営・人材育成・施設整備など、学校教育をソフト・ハード面から支援する施策を展開します。

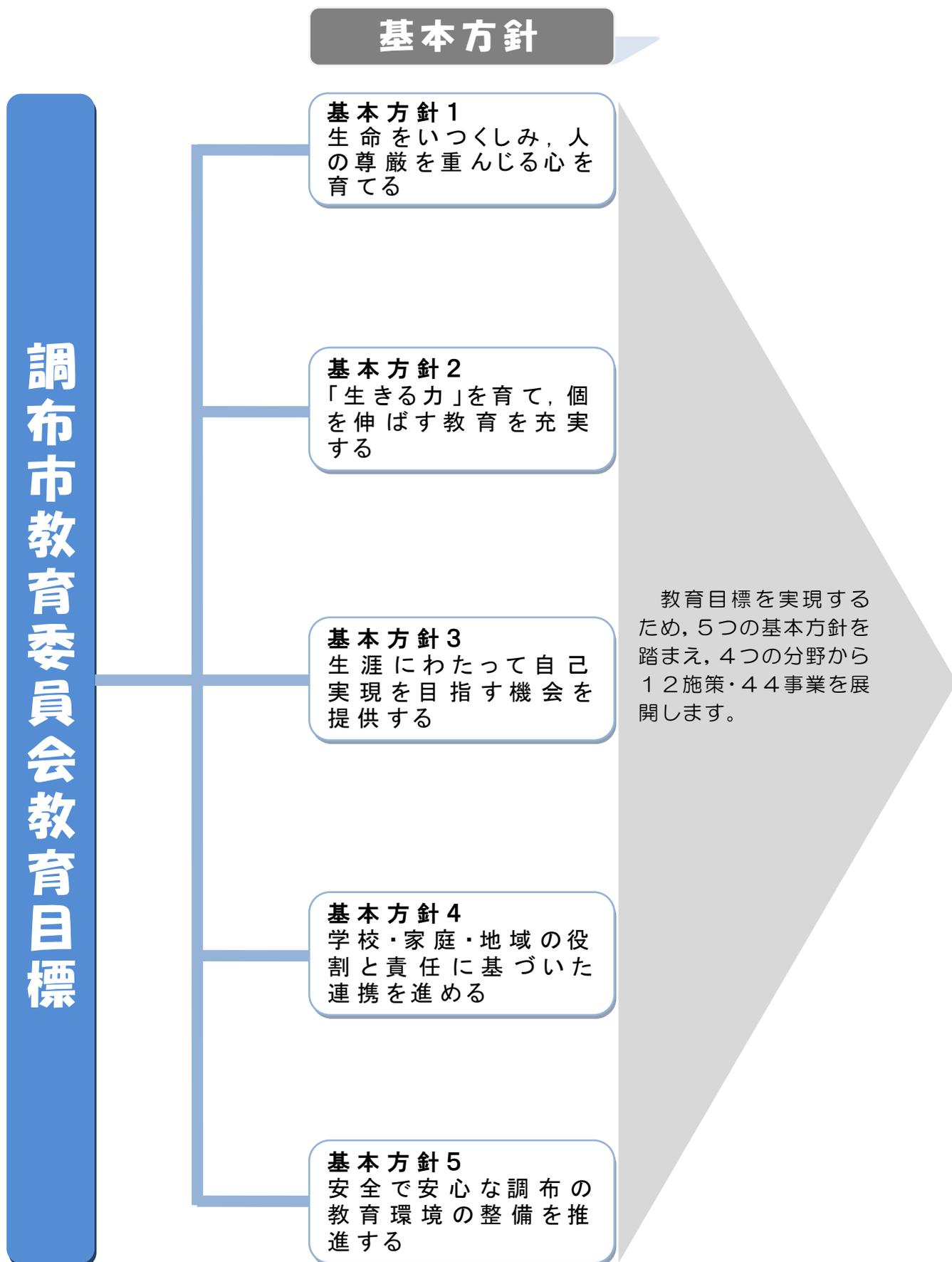
分野3 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域の役割と責任に基づき、三者の連携によって学校教育を支援・補完する施策を展開します。

分野4 生涯学習・社会教育

市民が生涯にわたって自己実現に向けた学習に取り組めるよう、学習活動を支援する施策を展開します。

調布市教育プラン体系図



分野

施策

主要事業

1 学校教育

～徳・知・体の調和のとれた成長と社会の変化に対応できる力の育成～

1 豊かな心の育成

2 確かな学力の育成

3 健やかな体の育成

- 1 命の教育活動の推進
- 2 人権教育の推進
- 3 道徳教育の推進
- 4 情報モラル教育^{*}の推進
- 5 体験活動の充実と支援

- 6 国際教育^{*}の推進
- 7 ICT機器の活用推進
- 8 少人数学習指導・習熟度別指導の推進
- 9 理数教育の推進
- 10 学校図書館の活用の推進

- 11 体力向上への支援
- 12 オリンピック教育の推進
- 13 学校における食育の推進

4 安全・安心な学校づくりの推進

- 14 食物アレルギー対策の推進
- 15 安全教育の推進
- 16 防災教育の日の推進
- 17 通学路等の安全確保の推進
- 18 シックハウスに対する取組

5 教職員の資質・能力の向上

- 19 指導力向上への取組
- 20 人権研修の推進

6 魅力ある学校づくりの推進

- 21 特色ある教育活動の推進
- 22 中学校学校選択制の実施

7 個に応じた支援及び指導の充実

- 23 特別支援教育の推進
- 24 教育相談の充実
- 25 いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援

8 学校施設整備の推進

- 26 快適な教育環境の整備
- 27 老朽化・長寿命化対策の推進
- 28 避難所機能の充実

2 学校環境

～ソフト・ハード面からの学校教育支援～

3 学校・家庭・地域の連携

～連携による学校教育支援・補完～

9 協働の学校づくり

- 29 地域人材等を活用した教育支援
- 30 学校経営への支援
- 31 幼・保・小及び小・中連携の推進
- 32 学校アセスメントの充実
- 33 学校教育との連携事業の推進
- 34 家庭教育への支援

10 青少年の育成

- 35 リーダー養成講習会の実施
- 36 児童・生徒の意見発表機会の提供
- 37 放課後遊び場対策事業（ユーフォー^{*}）の充実
- 38 青少年交流・体験事業の推進

4 生涯学習・社会教育

～市民の学習活動への支援～

11 学習機会の提供・学習活動の支援

- 39 市民の読書・調査活動への支援
- 40 地域に根差した公民館活動の推進
- 41 市民、社会教育団体等の活動への支援
- 42 障害のある児童・生徒等の自立活動支援

12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

- 43 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進
- 44 郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開

第2節 各施策について

教育目標を実現するため、12の施策と44の主要事業を展開します。

施策1 豊かな心の育成

〈施策のねらい〉

児童・生徒一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心の育成を図る。

〈背景〉

1 「命」の教育活動の推進

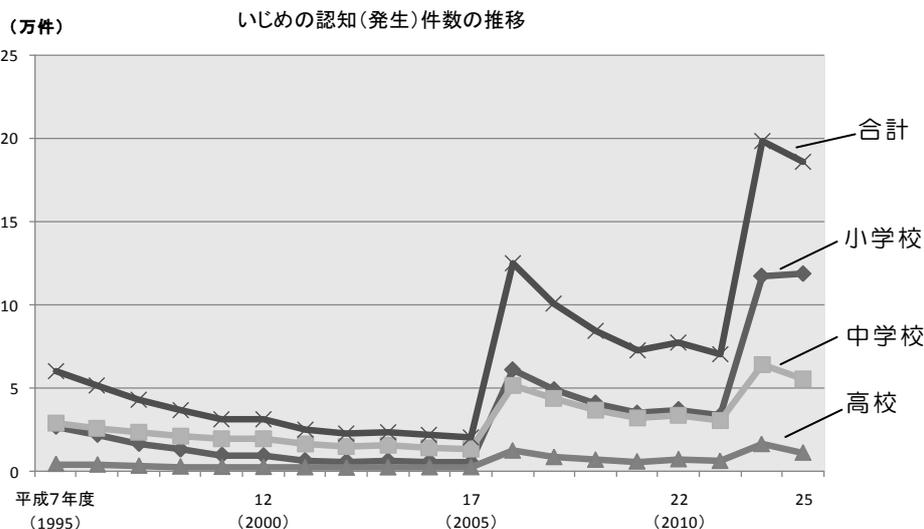
東日本大震災を受け、自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められています。また、平成24年12月に調布市で起きた食物アレルギー事故を風化させず、命の大切さを自覚するとともに、他者との違いを理解し、互いに認め合うことのできる豊かな心の育成を推進していく必要があります。

2 いじめ問題への対応

平成24年の全国的ないじめ問題の深刻化を受け、平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行されました。これを受け、調布市教育委員会では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントがあることを念頭に、平成26年2月に「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」を策定しました。今後もこの方針に基づき、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

3 道徳の教科化*

平成26年10月、中央教育審議会が「道徳教育の教科化」を文部科学相に答申しました。文科省は早ければ平成30年度からの教科化を目指しており、こうした動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成26年10月)

(注)1. いじめの定義は、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。

3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

〈主要事業〉

1 命の教育活動の推進

「命」の授業*の実施や「いのちと心の教育月間」*を通して自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

2 人権教育の推進

人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導を通して、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒の育成を推進します。

3 道徳教育の推進

年間指導計画に基づき、道徳の時間の授業を一層充実させるとともに、道徳地区公開講座の充実など、保護者・地域と連携した道徳教育の推進を図ります。

4 情報モラル教育の推進

携帯電話やインターネット等を使ったいじめなどの人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成を推進します。

5 体験活動の充実と支援

移動教室や臨海学園での宿泊を伴う体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通して規律を守る態度を養い、社会性や協調性を育てます。

〈主な取組〉

- ◇ 「命」の授業の実施
- ◇ 「いのちと心の教育」月間の実施
- ◇ 普通救命講習*、上級救命講習*や応急手当普及員講習*の実施
- ◇ 人権週間における取組の充実
- ◇ 道徳授業地区公開講座の充実
- ◇ セーフティ教室*の実施
- ◇ 宿泊を伴う体験学習の実施（移動教室、臨海学園、スキー教室、修学旅行）
- ◇ 中学生職場体験学習の実施
- ◇ 連合音楽会の実施
- ◇ 環境教育の推進



▲「命」の授業の様子



▲臨海学園の様子



▲救急救命講習会の様子

施策2 確かな学力の育成

〈施策のねらい〉

学習指導要領に沿った適正な教育課程を実施し、児童・生徒の確かな学力の育成を図ることで、社会の変化に対応できる生きる力を身に付ける。

〈背景〉

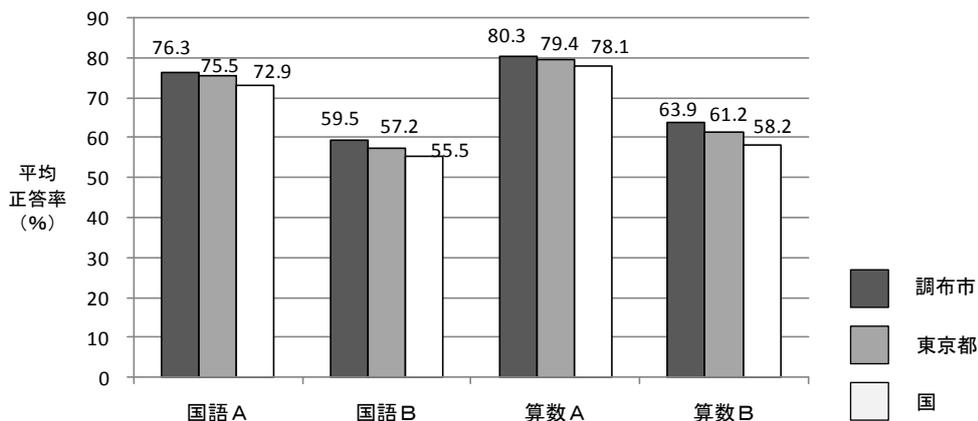
経済や社会のグローバル化が一層進展し、国際的な企業間競争の激化や、多国間の連携、国内外の人々との交流機会の増加など、多くの分野で国境を越えた活動が行われています。

また、情報化の急速な進展に伴う、インターネットや携帯電話をはじめとしたコミュニケーションの変容、産業構造の変化に伴う雇用形態の多様化や経済状況の悪化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

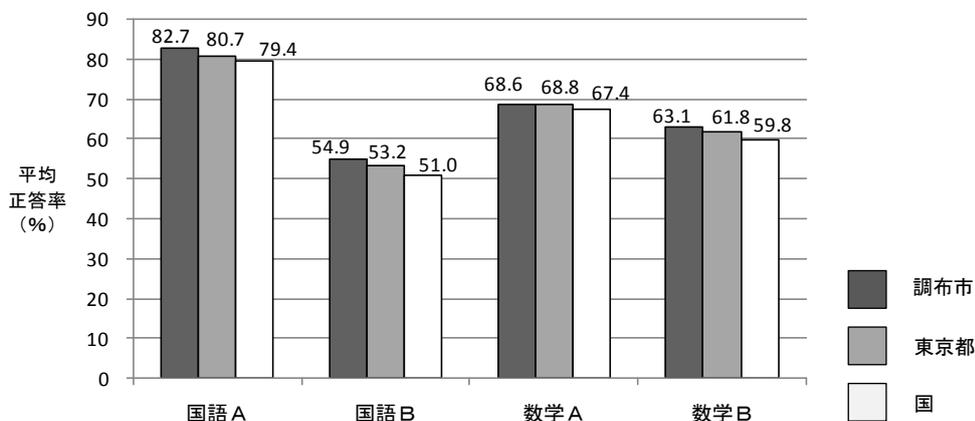
このような社会の変化に対応し、子どもたちが生きる力を身に付けていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図ることで、確かな学力を育成していく必要があります。

「全国学力・学習状況調査」調布市・東京都及び全国の結果(平成26年度)

小学校第6学年



中学校第3学年



(注) Aは主として「知識」に関する問題。Bは主として「活用」に関する問題。

(調布市教育委員会調べ)

〈主要事業〉

6 国際教育の推進

外国人英語指導講師（AET）を活用した授業の実施など、英語及び外国語活動の充実を通して、児童・生徒の国際感覚を養い、豊かなコミュニケーション能力の育成を図ることで、国際社会において主体的に行動できる力の養成を進めます。

7 ICT機器の活用推進

児童・生徒がICT機器を利活用していくための基本的な知識や適正な使用方法の習得を図ります。また、ICT機器を活用した魅力ある授業づくりを支援します。

8 少人数学習指導・習熟度別指導の推進

東京方式習熟度別指導ガイドライン[※]等に基づいた組織的な指導体制の充実を図るとともに、授業改善推進プラン[※]を踏まえ、少人数指導講師の配置や、調布市ステップアップワーク[※]の活用を推進し、一人一人の児童・生徒の個や習熟の程度に応じた指導の充実を図ります。

9 理数教育の推進

算数・数学や理科の授業の充実を図る指導体制を整備します。また、小学校低学年の算数では、調布市独自採用の少人数指導講師を配置することで、個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校高学年の理科では、理科支援員[※]を配置し観察・実験等の支援を行います。さらに、調布市科学センター[※]における講座内容の充実を図ります。

10 学校図書館の活用の推進

各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで、図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス[※]、本の読み聞かせを行い、学校図書館における学習活動や読書活動の支援を行います。また、学校図書館専門嘱託員には、資質・能力の向上のための研修を実施します。

〈主な取組〉

- ◇ 外国人英語指導講師を活用した授業の実施
- ◇ 少人数指導講師配置による支援
- ◇ 加配教員の配置による支援
- ◇ 調布市ステップアップワーク及び東京ベーシック・ドリル[※]等の活用
- ◇ 理科支援員の配置による支援
- ◇ 科学センターの運営
- ◇ 公立図書館と連携したレファレンスの実施
- ◇ 学校図書館専門嘱託員と司書教諭との連携による読書活動の推進
- ◇ 学校図書館支援センター機能の推進

施策3 健やかな体の育成

〈施策のねらい〉

健康の保持増進，体力の向上や規則正しい食習慣の定着等への取組を通じて，生きる力の柱となる健やかな体の育成を進める。

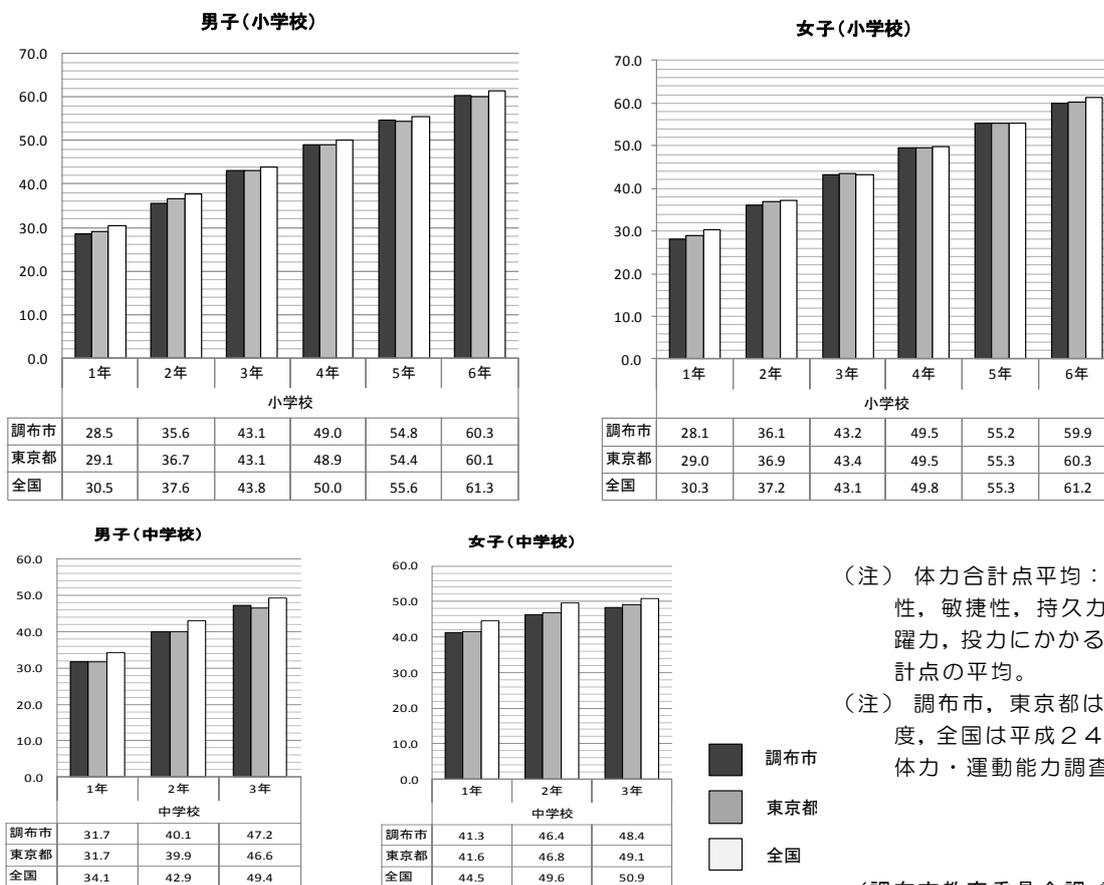
〈背景〉

子どもの体力・運動能力は，昭和60年頃をピークに低下傾向が続いています。体力は，人間のあらゆる活動の源であり，健康な生活を営む上で，また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており，人間の健全な発達・成長を支え，より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは，成長・発達に必要な体力を高めることはもとより，運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い，病気から身体を守る体力を強化し，より健康な状態をつくっていくことにつながります。

近年，偏った栄養摂取，朝食欠食といった食生活の乱れや，肥満・痩身傾向など，子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ，よく動き，よく眠る」（調和の取れた食事，適切な運動，十分な休養・睡眠）という健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身に付け，子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り，育て，働きかけていくことが必要とされています。

平成26年度東京都児童・生徒体力・運動能力等調査結果（体力合計点平均^注の比較）



〈主要事業〉

11 体力向上への支援

年間指導計画の改善や授業改善推進プランを推進し、コーディネーショントレーニング※を活用するなど、運動能力向上のための体育授業の充実を図ります。

また、全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都体カテストの結果を分析し、課題を明確にしたうえで、「一校一取組、一学級一実践」運動※の推奨など、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力の向上に努めます。

12 オリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピックの歴史、意義、理念、参加国の文化や歴史等の学習の推進を通して、児童・生徒の国際理解を深めます。また、多摩地区唯一の競技会場となることを生かすとともに、オリンピック・パラリンピアンとの直接的な交流を通して、児童・生徒の運動やスポーツへの関心や親しみを、一層高めます。

13 学校における食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成し、食育を推進します。

〈主な取組〉

- ◇ 一校一取組、一学級一実践の取組の実施
- ◇ 中学生の東京駅伝への参加
- ◇ アスリートによる「一日校長先生」事業※の実施
- ◇ オリンピック・パラリンピック教育推進校※における取組の充実
- ◇ 食育推進事業（親子料理教室等）の実施
- ◇ 学校給食への地場農産物の活用推進
- ◇ 小児生活習慣病の予防

食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食といった食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした問題を解決する重要な役割を果たすのが食育です。成長期の子どもに対する食育は、子どもたちが一生にわたって健やかに生きていくことができるよう、その基礎をつくるために行われるものです。調布市教育委員会では、児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けることができるよう、様々な取組を行っています。



▲親子料理教室の様子



▲青空弁当教室の様子



▲世界各国の料理を提供

施策4 安全・安心な学校づくりの推進

〈施策のねらい〉

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを進める。

〈背景〉

近年、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故や東日本大震災及び台風・集中豪雨等による自然災害、さらに、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件が発生するなど、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。

また、平成24年12月には、調布市立学校における食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも、食物アレルギー事故の再発防止に向けた取組を徹底し、安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。



▲平成26年度調布市防災教育の日の様子
(防災用ヘルメットを活用した訓練)



▲スクールガード講習会（学校への不審者侵入対策訓練）の様子

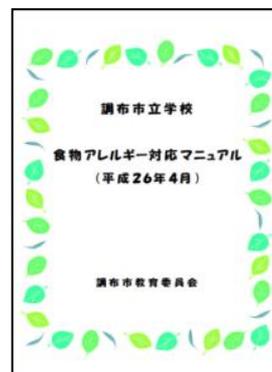
食

食物アレルギー対応マニュアルに基づく除去対応

全ての児童・生徒が同じように給食を楽しめることや、学校給食での食物アレルギー事故の再発防止を目的としてガイドラインを補足し、市立学校における年間を通した対応の流れや、除去食等の提供に関する具体的な手順等を明示しました。



- ・原因食物を入れる前に別鍋に取り分け調理
- ・除去食用の色分け食器に盛り付け
- ・対応カードを使用し、複数の目で確認
- ・除去食の有無・内容は、対応献立表、対応カードを必ず確認
- ・一食盛りが出来ない場合は一番先に配膳
- ・食物アレルギーのある児童は色分けトレイを使用



▲調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル
(平成26年4月)

〈主要事業〉

14 食物アレルギー対策の推進

学校給食では、医師の診断に基づき、給食施設、食物アレルギーのある児童・生徒の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供するなど、学校での食物アレルギー対策を進めます。

15 安全教育の推進

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」*の活用などを通して、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

16 防災教育の日の推進

避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練などの防災教育の日の取組を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動様式の習得を図ります。また、各小・中学校の震災時対応シミュレーション*の検証を行うことで、課題を明確にし、より効果的な震災時対応に備えます。

17 通学路等の安全確保の推進

通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童交通見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、防犯カメラの設置を検討するほか、保護者・地域との連携によって通学路の安全対策を図ります。また、子ども達が不審者等から声かけ等をされた際の駆け込み場所として実施している「こどもの家」については、引き続き普及啓発を行い、当事業を推進していきます。

18 シックハウスに対する取組

室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を遵守し、継続的にシックハウス対策を講じ、情報収集に努めることにより、安全・安心な学習環境を提供します。

〈主な取組〉

- ◇ 給食室内のアレルギー対応専用スペースの確保
- ◇ 調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルに基づく取組推進
- ◇ 慈恵第三病院アナフィラキシー対応ホットライン*の運用
- ◇ 緊急時の連絡手段の確保（PHS 電話全校配備）
- ◇ セーフティ教室の実施
- ◇ 市立小・中学校全校一斉に防災訓練を実施
- ◇ 児童交通見守り員の配置
- ◇ こどもの家の充実
- ◇ スクールガード講習会の実施
- ◇ 学校環境衛生定期検査の実施
- ◇ 調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会の実施

施策5 教職員の資質・能力の向上

〈施策のねらい〉

児童・生徒の確かな学力，豊かな心，健やかな体を育成するために，「生きる力」を育む教育を推進し，教職員の資質・能力の一層の向上に努める。

〈背景〉

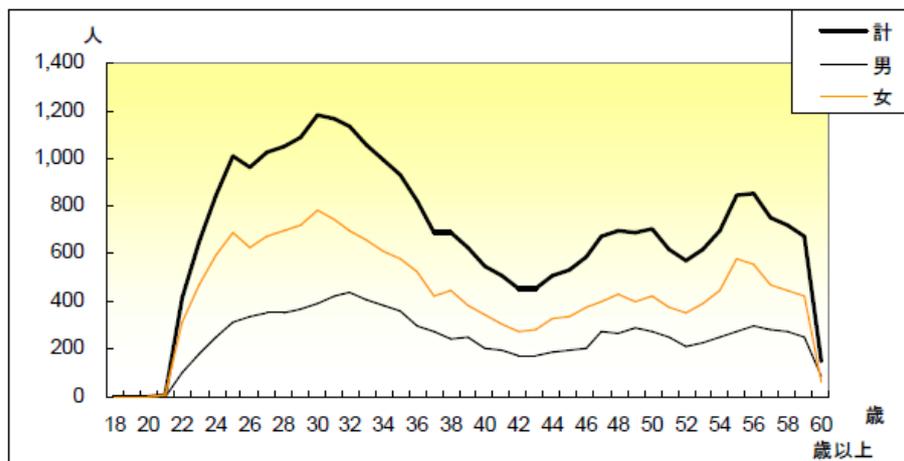
児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを進めるためには，「授業の質」を高めることが重要です。また，児童・生徒を取り巻く社会の急速な変化に伴い，教育課題も多様化しています。教職員には，児童・生徒の「生きる力」を育むための指導力や，様々な課題に対応できる資質の向上が求められております。

さらに，調布市では平成24年度に「教員による児童への暴言等による不適切な指導」が発覚し，再発防止と共に教員の人権感覚の一層の向上が求められています。

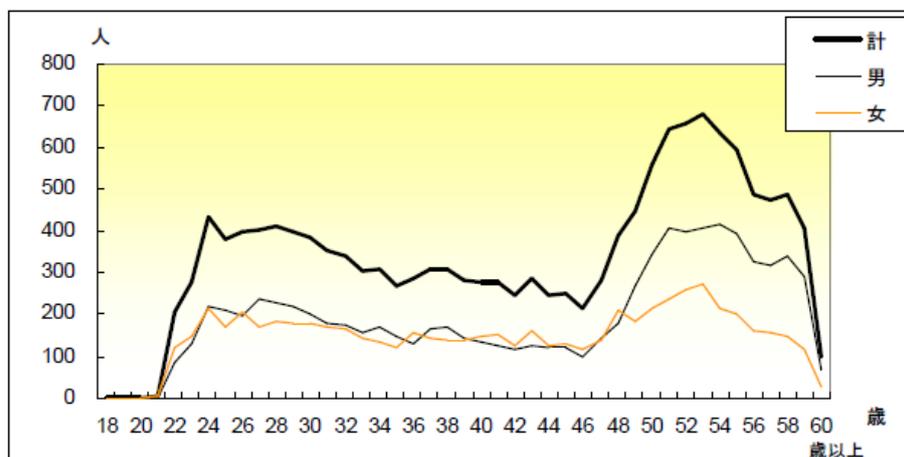
また，近年，調布市においては若手教員や経験の浅い教員が増加していることもあり，教職員一人一人の経験年数に応じた研修を推進していくことが必要です。

東京都における教員の年齢別構成
(平成25年5月1日現在)

小学校



中学校



出典：平成25年度公立学校統計調査報告書「学校調査編」

〈主要事業〉

19 指導力向上への取組

初任者研修，2・3年次教員研修，10年経験者研修等の経験年数に応じた研修を行うほか，主任教諭，特別支援学級担任等の職に応じた研修，教科別・課題別研修等を通して，教員の指導力の向上を図ります。

また，東京教師道場や教育研究員などのリーダー養成研修を通して，教科等の専門性を一層高めるとともに，他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨きます。

さらに，校内におけるOJT研修の充実を図ることで，一人一人の教員の能力に応じた指導を推進することや，教師養成塾生及び教職大学院生に対する教員からの指導・助言を日常的に行ったり，研究授業への指導・助言を行ったりすることで，相互の指導力の向上を図ります。研究推進校や校内研究では，学校が当面する課題や学校の教育目標等に関わる研究主題を設定し，意図的・計画的に課題に取り組み，その研究成果を日常の教育活動に生かして参ります。

その他に，調布市授業力向上推進講師*の推薦と学校への派遣による指導を実施するほか，教育経営研究室の専門研究員による初任者教員への巡回指導を行うなど，教員の指導力の向上に努めます。

20 人権研修の推進

人権教育推進委員会において，研究授業の公開や人権教育ニュース等の啓発資料の作成を通して，教職員の人権意識のさらなる高揚を図ります。

また，東京都教職員研修センターの「体罰防止・人権教育研修」を，人権教育推進委員に伝達講習として受講させ，各校の校内研修に生かすよう取り組んで参ります。

さらに，初任者研修や各職層に応じた研修において，いじめや体罰，不適切な指導・暴言等の根絶に向けた教員の人権意識のさらなる高揚を図るための取組を充実させます。

7月と12月のサービス事故防止月間における校内研修では，体罰の根絶に向けた取組を実施していきます。

〈主な取組〉

- ◇ 職層・経験年数別研修の実施
- ◇ 夏季教科別研修・課題別研修の実施
- ◇ 調布市授業力向上推進講師の学校派遣
- ◇ 授業改善推進プランやベーシック・プランの作成と活用
- ◇ ICT活用研修の実施
- ◇ 教育経営研究室専門研究員による初任者教員への巡回指導の実施
- ◇ サービス事故防止月間における校内研修の充実
- ◇ 体罰防止研修の実施



▲若手教員研修（2年次）の様子



▲夏季合同研修「道徳」の様子



▲体力向上推進委員会の様子

施策6 魅力ある学校づくりの推進

〈施策のねらい〉

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施することにより、豊かで魅力ある学校づくりを推進する。

〈背景〉

児童・生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、心豊かでたくましく生きる力を育むためには、学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し特色ある学校づくりに取り組むことが必要です。

学校が、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校経営ができるよう、支援することが求められています。

学校を選んだ理由(学校を選ぶ理由)

内容	学校を選んだ理由(学校を選ぶ理由)※複数回答可											
	中学2年生と保護者			中学2年生と保護者 (市立中学校在学者)			中学2年生と保護者 (市立中学校選択入学者)			小学5年生の保護者		
	件数 (件)	割合	回答 上位	件数 (件)	割合	回答 上位	件数 (件)	割合	回答 上位	件数 (件)	割合	回答 上位
1 学校の教育目標・方針	180	7.7%	⑤	85	4.5%		5	2.8%		183	9.2%	
2 特色ある教育活動	83	3.5%		29	1.5%		5	2.8%		187	9.4%	④
3 授業や行事の内容	147	6.3%		87	4.6%		10	5.6%	⑤	292	14.7%	②
4 施設や設備の状況	75	3.2%		38	2.0%		2	1.1%		162	8.1%	
5 通学距離・時間、交通の利便性	651	27.7%	①	578	30.3%	①	30	16.9%	③	364	18.3%	①
6 学校の規模(学級数・生徒数など)	121	5.2%		111	5.8%	⑤	26	14.6%	④	85	4.3%	
7 部活動の状況	293	12.5%	③	261	13.7%	③	37	20.8%	②	263	13.2%	③
8 卒業生の進学状況	84	3.6%		31	1.6%		3	1.7%		144	7.2%	
9 友人関係	356	15.2%	②	350	18.3%	②	40	22.5%	①	187	9.4%	④
10 親や親族の出身校	88	3.7%		78	4.1%		7	3.9%		9	0.5%	
11 兄弟在籍(卒業した)学校	214	9.1%	④	209	10.9%	④	8	4.5%		85	4.3%	
12 その他	57	2.4%		53	2.8%		5	2.8%		28	1.4%	
合計	2,349	100%		1,910	100%		178	100%		1,989	100%	

【出典：調布市教育委員会「中学校の学校選択制に関するアンケート 平成23年度実施」】

(注) 設問：【中2】入学に際しては、どのような理由で中学校を選びましたか。また、どのような情報がもっとあれば良かったと思いますか。(3つまで複数回答可。)【小5】入学に際しては、どのような理由で中学校を選びたいと思いますか。また、特にどのような情報が多くあることを希望しますか。

(注) 調査対象者：平成23年4月7日現在、中学校2年に在学している生徒及び保護者で市内在住者全員と、小学校5年生の在学者のうち、学校ごとに無作為抽出した1クラスの保護者へ実施。(市内在住の国立、都立、私立学校在学者含む。)

〈主要事業〉

21 特色ある教育活動の推進

外部指導員の活用による部活動への支援，ゲストティーチャー※や学校協力員※を活用した教育活動，地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動などを通して，児童・生徒が豊かな人間性を培い，生き生きとした学校生活を送ることができるよう，地域に開かれた学校づくりを目指します。

また，交付金の活用や，特色ある活動を掲載した学校案内の作成によるPRなどにより，学校の地域の特性を生かした取組を推進します。



▲FC東京サッカー教室の様子



▲箏（こと）体験の様子



▲野川クリーン作戦の様子

22 中学校学校選択制の実施

児童が自分の個性等にあった中学校を自ら選択することによって，自立心の成長を促し，それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。

中

学校学校選択制

調布市立小・中学校に入学する場合，通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められています。学校選択制は，学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば，受入れ予定人数の範囲内で入学できるようにする制度です。

児童が自分の個性等にあった中学校を自ら選択することによって，自立心の成長を促し，それぞれの個性や可能性をさらに伸ばすとともに，特色ある学校づくりと開かれた学校づくりの促進を図ることを目的としています。

ただし，調布市立中学校においては，生徒数が増加傾向にあり，選択希望者の数も増加していることから，中学校によっては，施設面で受入れが困難となり，必ずしも希望する中学校への入学ができない場合も出てきています。

また，年によって，選択希望校に大きな偏りが見られるなどの課題も生じています。

〈主な取組〉

- ◇ 外部指導員の活用等による部活動への支援の充実
- ◇ ゲストティーチャー，学校協力員の活用
- ◇ 特色ある教育活動として児童・生徒のボランティア活動の実施
- ◇ 中学校学校選択制の案内を対象者へ年2回（9月，11月）配付
- ◇ 小学生向けの中学校案内（学校紹介・学校公開日・部活動紹介）を対象者へ配付

施策7 個に応じた支援及び指導の充実

〈施策のねらい〉

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、個に応じた支援及び指導の充実を図る。

〈背景〉

1 特別支援教育

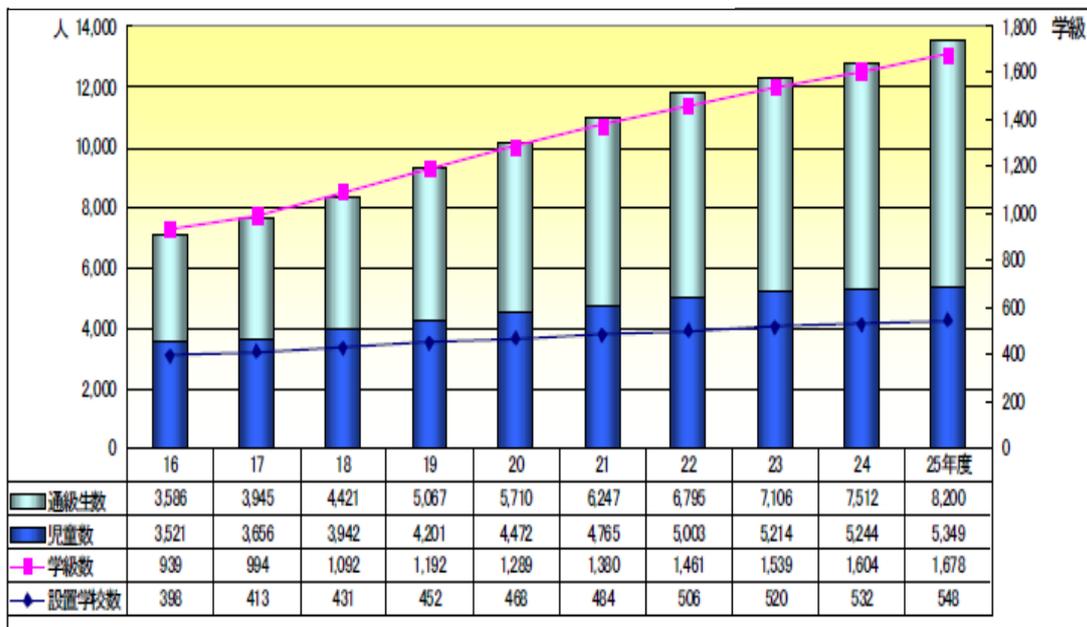
平成22年11月、東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画」を策定しました。これに基づき、調布市では、「調布市特別支援教育全体計画」を平成25年3月に策定し、子ども一人一人を本当に大切にする教育の実現に向けて計画を推進しています。

また、通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒*の数が増加しており、組織的な校内体制の充実や人的支援、教員や保護者、地域への障害に対する理解啓発など、さらなる支援の充実が必要です。

2 不登校児童・生徒等への支援

不登校状態にある児童・生徒数は、全国では横ばいから微増傾向にあるものの、調布市においては増加傾向にあり、その要因や背景も多様化、複合化の傾向にあります。不登校数を減らし、全ての児童・生徒が楽しい学校生活を送るためには、不登校の「未然防止」と「初期対応」について、子ども一人一人の実状に合わせてきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

東京都の特別支援学級数等の推移(小学校)



(出典：平成25年度公立学校統計調査報告書「学校調査編」(東京教育委員会) 抜粋)

- (注) 1 通級生とは特別支援学級で授業の一部を受けているが、当該特別支援学級には学籍がなく同一校又は他校の通常の学級に学籍がある児童・生徒をいう。
2 学級数には通級指導学級を含む。

〈主要事業〉

23 特別支援教育の推進

特別な支援が必要な児童・生徒[※]一人一人の能力を最大限伸ばすため、個別の教育支援計画[※]及び個別指導計画[※]の作成、スクールサポーター[※]の活用、専門家チームによる巡回相談の実施、情緒障害等通級指導学級担任による巡回指導の実施等、全ての学校で特別支援教育を推進します。

24 教育相談の充実

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、心理・教育等の専門的な立場から支援します。

25 いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援

いじめ、虐待、不登校等については、スクールカウンセラー[※]の活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、早期発見や予防を行うとともに、文部科学省の問題行動調査やふれあい月間等を通じて、実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

不登校児童・生徒に対して、小集団での学習・活動の場を通じて対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー[※]を活用し、学校・家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた支援を進めます。

〈主な取組〉

- ◇ 特別支援教育の推進に関わる研修会の実施
- ◇ 特別支援教育推進委員会の実施
- ◇ 特別支援学校及び調布市子ども発達センター等関係機関との連携
- ◇ 特別支援教育の専門家による巡回相談の実施
- ◇ 特別支援教育に関わる保護者向けの啓発リーフレットの作成・配布
- ◇ 日本語指導教室の実施
- ◇ 心理専門職による面接相談やプレイセラピー[※]の実施
- ◇ 就学相談の実施及び関係機関と連携した「就学等検討委員会」の運営
- ◇ 相談員のスキルアップ研修の実施
- ◇ 問題行動調査やふれあい月間における取組による実態把握と傾向分析
- ◇ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携
- ◇ 「不登校プロジェクト（SWITCH）」[※]の実施
- ◇ メンタルフレンド[※]の派遣
- ◇ テラコヤスイッチ[※]の実施
- ◇ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ◇ 適応指導教室「太陽の子」[※]、通級指導学級「七中相談学級」[※]の運営
- ◇ 学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施

施策8 学校施設整備の推進

〈施策のねらい〉

だれもが安全・安心に利用することができるよう、施設の整備を進める。

〈背景〉

社会の少子高齢化の流れに反して、教育人口のさらなる増加が見込まれるとともに、学校施設の老朽化が進む調布市にあって、子どもの就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備、老朽化の進む施設を安全・安心の観点から見直し、的確に整備を進めることが求められています。

また、学校は子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、災害時には避難場所となるため、避難所としての機能の充実も推進していく必要があります。

〈校舎の増築〉



▲上ノ原小学校



▲調和小学校



▲第五中学校

〈マンホールトイレ^注の整備(染地小学校)〉



▲汚水枡 (小型のマンホール)



▲汚水枡が並んでいる様子

(注) マンホールの上に、組み立て式の簡易トイレを設置し、使用します。

〈主要事業〉

26 快適な教育環境の整備

児童・生徒数の増加に伴う不足教室への対応、非構造部材^{*}の耐震化、校庭の芝生化、特別教室の空調の整備など、学習環境の整備、施設の安全対策、学校環境の改善を推進し、快適な環境の確保に努めます。

27 老朽化・長寿命化対策の推進

計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査などを踏まえ、施設の建替えや長寿命化など、中・長期的な計画の策定を進めます。

また、緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めます。

28 避難所機能の充実

東日本大震災を受け、災害時に地域住民等が応急的に避難する役割を担う、避難所としての学校施設の重要性が高まっています。だれもが安全・安心に利用することができるよう施設を整備し、避難所機能の充実を進めます。

〈主な取組〉

- ◇ 校舎の増改築、非構造部材の耐震化、水飲栓の直結給水化
- ◇ 校庭の芝生化、空調設備の整備
- ◇ 維持保全工事の実施、耐久性調査の実施
- ◇ 避難所機能強化工事の実施、バリアフリーに配慮した施設整備の推進



▲だれでも使いやすいトイレ（多目的トイレ^注）の整備
（左写真）

（注）車いす使用者が利用できる広さや手すり、おむつ替えシート、ベビーチェア等を備えた、多様な方が利用可能なトイレです。

校庭の芝生化

学校に芝生のスペースを設置することで、児童・生徒の日常的な運動量が増加し、たくましく健康な体を育むことができるほか、理科教育・環境教育面での体験的な学びの機会が増加します。また、芝生の維持管理は児童・生徒、保護者、地域の方々が協働で実施しており、芝生の活用と維持管理を通して、地域と学校のきずなが深まり、地域の力を取り込んだ学校の活性化につながります。

さらには、ヒートアイランド対策や緑化対策にもつながり、平成25年度時点で市内小・中学校のうち8校の芝生化が完了しています。



【写真】：調布市立調和小学校
（平成24年度芝生化）

施策9 協働の学校づくり

〈施策のねらい〉

学校を取り巻く地域や家庭、関係機関との連携を図り、地域に根差した学校経営の支援体制の強化を図る。

〈背景〉

家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携と協力を努めることが求められています。

文部科学省においては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※を推進しており、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築の重要性が指摘されています。

学校・家庭・地域の三者それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いの意見を交換し合いながら、積極的に教育に参加することができるよう、地域に根差した学校経営の支援を推進する必要があります。

学 校 支 援 地 域 本 部

「学校支援地域本部」とは、学校と地域の人材等が組織的に結び付き、学校教育に参画できるよう体制を整備した取組です。

地域の優れた人材をゲストティーチャーとして学校にお迎えするなど、学校教育を地域が支援する体制づくりに取り組んでいます。

平成26年度には調布市立滝坂小学校に市内5校目の学校地域支援本部を設置しました。

年度	設置校
平成22年度	調布市立第八中学校
平成23年度	調布市立深大寺小学校
平成24年度	調布市立若葉小学校
平成25年度	調布市立国領小学校
平成26年度	調布市立滝坂小学校

▲調布市立小・中学校における支援地域本部の設置状況
（平成26年10月1日現在）



▲地域人材を活用した活動の様子

〈主要事業〉

29 地域人材等を活用した教育支援

学校支援地域本部の活用や、地域人材を活用した支援体制の構築を図り、地域に開かれた教育活動を推進します。

30 学校経営への支援

副校長や教員の負担軽減を図り、学校経営の支援体制を新たに構築することで、これまで困難を極めている学校経営への支援を推進します。

31 幼・保・小及び小・中連携の推進

就学前の教育や保育を小学校にスムーズにつなげ、小学校入学後の児童が学校生活を不安なく過ごせるよう、幼稚園・保育園・小学校間の連携を進めます。

また、小・中学校の接続や指導の一貫性を意識した授業づくりの視点に立ち、小学校から中学校への移行を円滑にし、効果的な教育活動が行えるよう、小学校と中学校の連携の充実を図ります。

32 学校アセスメントの充実

学校関係者による評価^{*}の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を深め、学校経営の改善につなげます。

33 学校教育との連携事業の推進

郷土博物館内での授業、博物館学芸員による出前授業、収蔵資料の貸出し等の実施等、博物館と学校との連携を通じて、子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう、郷土学習の取組を推進します。

34 家庭教育への支援

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成などの支援を行います。

また、社会教育及び家庭教育に関するさまざまな情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、社会教育及び家庭教育に関して興味、関心を持ってもらうとともに、公民館では子育て支援のための家庭教育事業を実施するなど地域や家庭の教育力の向上を図ります。

〈主な取組〉

- ◇ 学校支援地域本部の設置推進
- ◇ 学校経営支援員の配置推進
- ◇ 幼・保・小連携検討会議、小・中連携推進協議会の開催
- ◇ 学校評議員制度、学校関係者評価、学校第三者評価の実施
- ◇ 博物館資料を活用した学習機会の提供
- ◇ 家庭教育セミナーの実施
- ◇ 社会教育情報紙「コラボ」の発行

施策10 青少年の育成

〈施策のねらい〉

青少年同士の交流を通じて社会性を身につけ、青少年の健全育成を図る。

〈背景〉

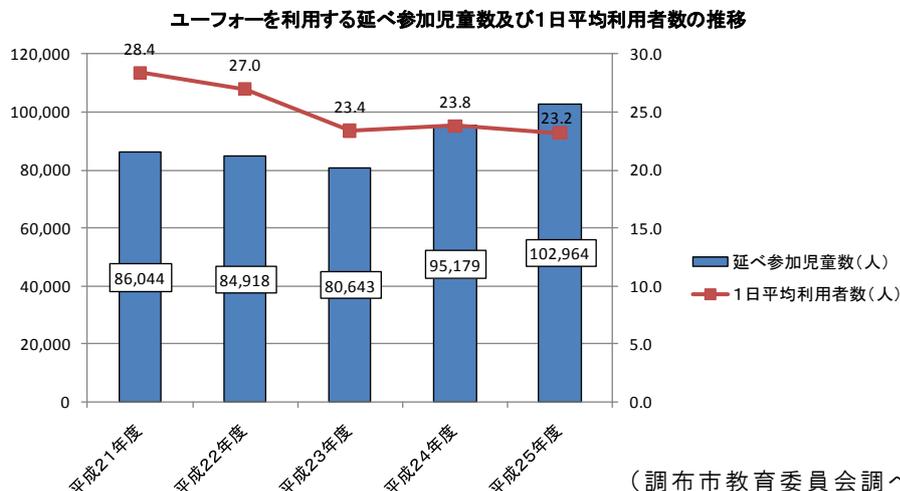
1 放課後の安全な遊び場・居場所の確保

調布市では、平成24年度に市内全小学校でユーフォーを開設したことにより、これまで目標としてきた「ユーフォーの全校実施」が達成され、学童クラブと併せて安定的な放課後対策を実施してきました。しかし、児童福祉法の改正による学童クラブの対象学年の拡大や学童クラブとユーフォーの効果的な運営等、放課後の安全な遊び場・居場所を確保するうえで対応すべき課題が顕在化してきました。そのような課題に対応するため「小学校内にあるユーフォーと学童クラブ分室については同一事業者運営委託することで、サービスの拡充を図るとともに、これまでの両事業の特性を生かし、より連携し、充実した放課後対策を図る」という方向性が決定しました。

また、平成26年6月に国において策定された「放課後子ども総合プラン」では、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室（ユーフォー）の計画的な整備等を進めることが掲げられており、更なる放課後の安全な遊び場や居場所の確保が求められています。

2 地域で活躍できる青少年の育成

調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー講習会を実施し、地域で活躍できる青少年の育成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内のリーダーグループを立ち上げるなど、青少年育成に携わる熱い思いは脈々と続いております。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の育成について、学校、地域、行政が一体となった取組を推進していく必要があります。



〈主要事業〉

35 リーダー養成講習会の実施

各種リーダー講習会やレクリエーション講習会を通して、地域で活躍できる青少年の人材を育成し、将来の地域のリーダーを養成することで、学びの循環により、もって青少年の健全育成を図ります。

36 児童・生徒の意見発表機会の提供

自由で夢のある意見表明の機会を提供するとともに、学校の枠を超え、各校の児童、生徒同士で意見交換し交流する場を提供します。また、活動を通して、地域社会の一員として、まちづくりへの参加意識を高めます。

37 放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の充実

市内小学校の児童に対し、放課後の学校施設を利用して安全な遊び場・居場所を提供し、異なる年齢の児童間の交流等、遊びを通して社会性や創造性を養うことで、青少年の健全育成を図ります。平成27年度からはユーフォーと学童クラブの連携により、効果的・効率的な運営を実施する予定です。

38 青少年交流・体験事業の推進

青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士やサークルの交流を通して、社会性を身に付け、もって青少年の育成を図ります。また公民館では青少年の学習活動を支援するための機会や場の提供をします。

〈主な取組〉

- ◇ ジュニアサブリーダー※・ジュニアリーダー※・シニアリーダー※講習会の実施
- ◇ レクリエーション講習会の実施
- ◇ 調布っ子夢会議※の運営
- ◇ 放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の推進
- ◇ 青少年交流館※の運営
- ◇ 青少年ステーションCAPS※との交流事業の実施
- ◇ 公民館青少年教育事業の推進



▲ユーフォーの遊びの様子



▲リーダー講習会「レクの集い」の様子

施策 1 1 学習機会の提供・学習活動の支援

〈施策のねらい〉

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動への支援を行うことで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図る。

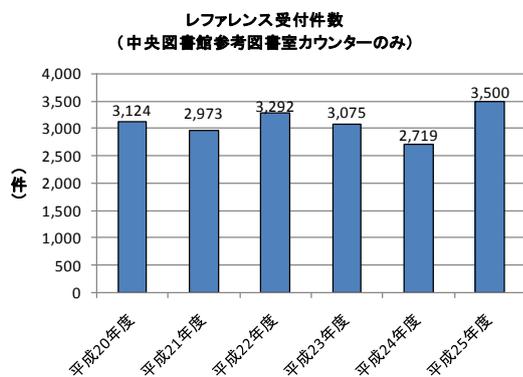
〈背景〉

市民生活や社会情勢の変化により、地域における課題は複雑化しています。また、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。こうした生活環境の変化や課題に対応するためには、図書館や公民館といった社会教育施設を中心に、市民生活や文化を高揚させる学びの拠点としての機能を充実させ、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。



図書館のレファレンスサービス

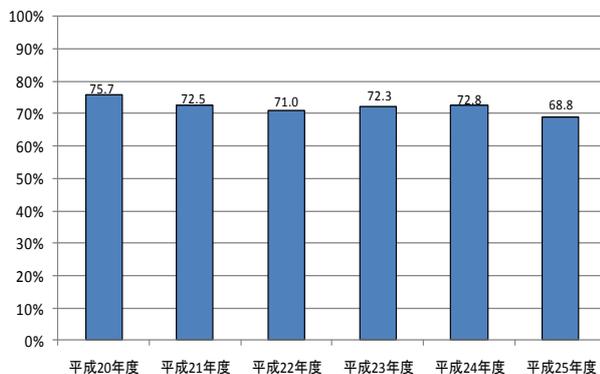
レファレンスサービス*とは、利用者の調査・研究活動を援助し、利用者の情報アクセスを多様な方法で支援するサービスです。そのため図書館では信頼できる情報源をそろえ、情報を探しやすくする環境を整備しています。暮らしや地域に役立つ図書館として、調べものの相談を市立図書館各館の窓口で受付けています。なお、過去の主な質問と回答は、レファレンス回答事例として図書館ホームページで公開しています。



図書館レファレンスサービス等の様子

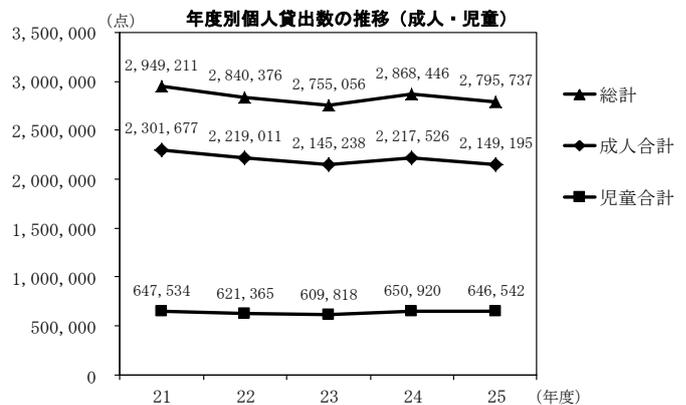


■ 公民館や図書館の満足度



(出典：調布市民意識調査)

■ 調布市立図書館における貸出数の推移について



(出典：『数字で見る図書館活動』平成25年度版)

〈主要事業〉

39 市民の読書・調査活動への支援

図書館資料の収集・提供をはじめ、調査研究のアドバイス等を行うことで、読書・調査活動をはじめとした学習活動を支援します。

また、利用の障害をなくし、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などを実施します。

40 地域に根差した公民館活動の推進

学習機会や活動場所の提供、公民館での学習活動の支援を通じて、市民相互の学び合いを活性化させるとともに、地域の交流を促進し、地域の活性化に資するよう多様な公民館活動を推進します。

41 市民、社会教育団体等の活動への支援

市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、社会教育関係団体の活動を支援することにより、共同学習・相互学習の活性化を図るなど、学び育ち合う社会教育の振興を図ります。

42 障害のある児童・生徒等の自立活動支援

障害のある方を対象に様々な社会活動や体験活動の機会を提供することで、集団行動や他人との関わり方などの社会性を学び、自立性の向上支援を行います。

〈主な取組〉

- ◇ レファレンスサービスの充実
- ◇ 図書館ハンディキャップサービス※の充実
- ◇ 地域資料のデジタル化の推進
- ◇ 地域文化祭の開催
- ◇ 公民館国際理解講座・公民館成人教育事業、市民文化教室などの事業・講座の実施
- ◇ 講演会・展示会等の開催
- ◇ 3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援
- ◇ 公民館登録団体の育成・支援、地域参加の促進・充実
- ◇ 学習グループサポートの実施
- ◇ 学校施設の開放による市民のスポーツ・リクリエーション活動支援
- ◇ 社会教育関係団体への支援
- ◇ 「遊ing※」、「杉の木青年教室※」、「のびのびサークル※」事業の実施



▲地域文化祭の様子



▲公民館講座の様子



▲「遊ing」の様子

施策 1 2 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

〈施策のねらい〉

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育む。

〈背景〉

1 文化財等の保存と活用

現在、各地の史跡や文化財群が世界遺産に登録されたこと等に刺激を受け「地域ゆかりの文化財の保存」に加え、観光資源でもある「国民共有の財産としての活用」が、国全体のキーワードとなっています。調布市においても、国登録文化財真木家住宅について、建物とともに隣接する公園等との一体的な活用に向けた検討をしていく必要があります。

市内に残る文化財は、所有者や関係する団体などと協働し、一度失われると取り返しのつかない貴重な遺産であることを強く認識しつつ、有形・無形の歴史・文化遺産の適切な保護と活用に取り組んでいく必要があります。

2 地域ゆかりの歴史・文化遺産等の活用と継承

郷土博物館では、展示や講座・講演会・見学会、子どもはくぶつかん（子ども向けの体験教室）等の事業実施により、市民に地域ゆかりの歴史や文化遺産に触れる機会を提供しています。深大寺水車館では、水車の公開・活用によって、郷土の伝統文化を継承しています。

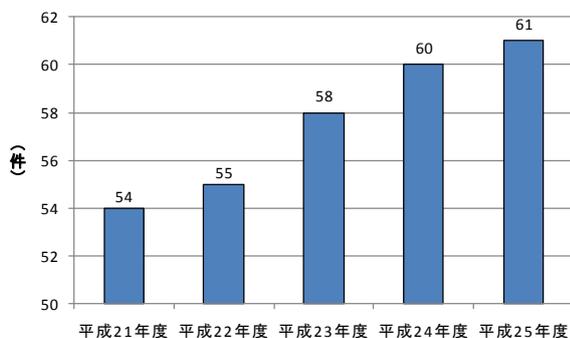
地域ゆかりの歴史・文化遺産への関心をより高めていくため、事業内容の充実や学校教育との連携により事業機会の拡大を図る必要があります。

3 武者小路実篤を核とした地域ゆかりの歴史文化・資源の保存と継承

武者小路実篤記念館では、明治から昭和にかけて文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介しています。「実篤・白樺派・新しき村」に関する資料収集、収蔵品の展示や多彩な普及事業、収蔵品のデータベースによる情報提供、調査研究、レファレンス（資料相談、資料閲覧等）を行っています。

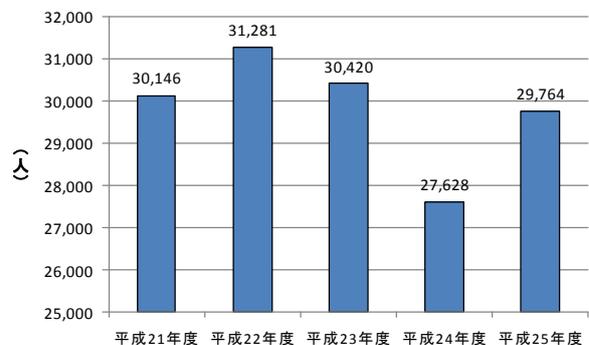
市内の小・中学校、高等学校、大学や社会教育施設との連携事業を実施するなど、新たな利用者獲得に向けた魅力の創出を図る必要があります。

調布市における歴史・文化遺産の数



(注) 内訳：国指定4件，都指定2件，市指定53件，国登録2件（平成26年3月31日現在）

武者小路実篤記念館の来館者数の推移



(調布市教育委員会調べ)

〈主要事業〉

43 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進

文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに、それらの積極的な活用・公開を図り、地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。

44 郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開

郷土の歴史・文化遺産と武者小路実篤の文化・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、その成果を展示し、講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。

郷土博物館においては、郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について、展示・普及事業を推進します。また、郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し、後世に継承していきます。

武者小路実篤記念館においては、実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに、市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって、良質な文化に触れ、豊かな心を育み、郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

〈主な取組〉

- ◇ 国史跡下布田遺跡※の保存用地の取得と整備・活用
- ◇ 国史跡深大寺城跡※の整備・活用の検討
- ◇ 国登録文化財真木家住宅の保存・管理
- ◇ 郷土芸能の保存と後継者育成への支援
- ◇ 深大寺地区を対象にした地域住民が中心となった文化遺産などの地域資源の活用の推進
- ◇ 郷土の歴史・文化遺産を核とした展示・普及事業の推進
- ◇ 郷土の歴史・文化遺産に関する資料の調査・研究と収集・保存
- ◇ 郷土の歴史・文化遺産に関する学習機会についての情報発信
- ◇ 郷土の歴史や伝統文化について学習活動を行っている市民や市民団体への支援
- ◇ 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開
- ◇ 武者小路実篤記念館収蔵資料の整備と保存



▲深大寺水車館でのそば挽き体験の様子



▲「実篤に挑戦!～筆と墨で絵をかこう～」の様子

第5章

教育プランの推進に当たって

第5章 教育プランの推進に当たって

連携・協力体制

調布市教育プランは、調布市教育委員会が取り組む12施策・44事業と7つの重点プロジェクトを定めています。

教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していくことは言うまでもありませんが、この間の教育委員会制度改革を踏まえ、これまで以上に市長と教育委員会との連携・協力が求められます。

防災、子育て、福祉、スポーツ、文化、環境など、市長部局と密接に関連する内容については、これまで以上に情報共有と連携・協力を行いながら、取組を着実に推進してまいります。

教育プランの進行管理

調布市教育プランに掲げる施策・主要事業については、平成22年度以降、毎年度その実施状況を教育委員会が教育に関する専門家の知見を踏まえ、点検・評価し、その結果を市議会へ報告するとともに、公表しています。

このことにより、調布市の教育行政の透明性の確保を図るとともに、施策・事業の進捗管理を行うことで、次年度以降に向けた、より効果的・効率的な取組へ生かすことを目的としています。

新たな教育プランの進行管理についても、これまでどおり、施策・主要事業を対象に点検・評価を実施しながら、取組の着実な推進を図ります。

また、新たに設定した7つの重点プロジェクトについても、組織一体となった横断的な取組であることから、施策・主要事業別の点検・評価とは別に、総合的・包括的な点検・評価を実施していきます。



【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第6章

資料編

- 教育プラン施策体系（施策，主要事業，主管課）
- 施策の再編過程
- 教育プラン改定前と改定後の主要事業の関係について
- 調布市教育委員会の機構と事務分掌
- 教育プラン改定作業チーム会議経過
- 教育プラン改定作業チーム要綱
- 教育プラン改定作業チーム名簿
- 用語解説

教育プラン施策体系（施策，主要事業，主管課）

分野1 学校教育

＜施策＞		＜主要事業＞		＜主管課＞
1	豊かな心の育成	1	命の教育活動の推進	指導室
		2	人権教育の推進	指導室
		3	道徳教育の推進	指導室
		4	情報モラル教育の推進	指導室
		5	体験活動の充実と支援	指導室
2	確かな学力の育成	6	国際教育の推進	指導室
		7	ICT機器の活用推進	指導室
		8	少人数学習指導・習熟度別指導の推進	指導室
		9	理数教育の推進	指導室
		10	学校図書館の活用の推進	指導室
3	健やかな体の育成	11	体力向上への支援	指導室
		12	オリンピック教育の推進	指導室
		13	学校における食育の推進	学務課

分野2 学校環境

＜施策＞		＜主要事業＞		＜主管課＞
4	安全・安心な学校づくりの推進	14	食物アレルギー対策の推進	学務課
		15	安全教育の推進	指導室
		16	防災教育の日の推進	教育総務課
		17	通学路等の安全確保の推進	学務課
		18	シックハウスに対する取組	教育総務課
5	教職員の資質・能力の向上	19	指導力向上への取組	指導室
		20	人権研修の推進	指導室
6	魅力ある学校づくりの推進	21	特色ある教育活動の推進	指導室
		22	中学校学校選択制の実施	学務課
7	個に応じた支援及び指導の充実	23	特別支援教育の推進	指導室
		24	教育相談の充実	教育相談所
		25	いじめ，虐待，不登校等の把握と連携・支援	指導室
8	学校施設整備の推進	26	快適な教育環境の整備	教育総務課
		27	老朽化・長寿命化対策の推進	教育総務課
		28	避難所機能の充実	教育総務課

分野3 学校・家庭・地域の連携

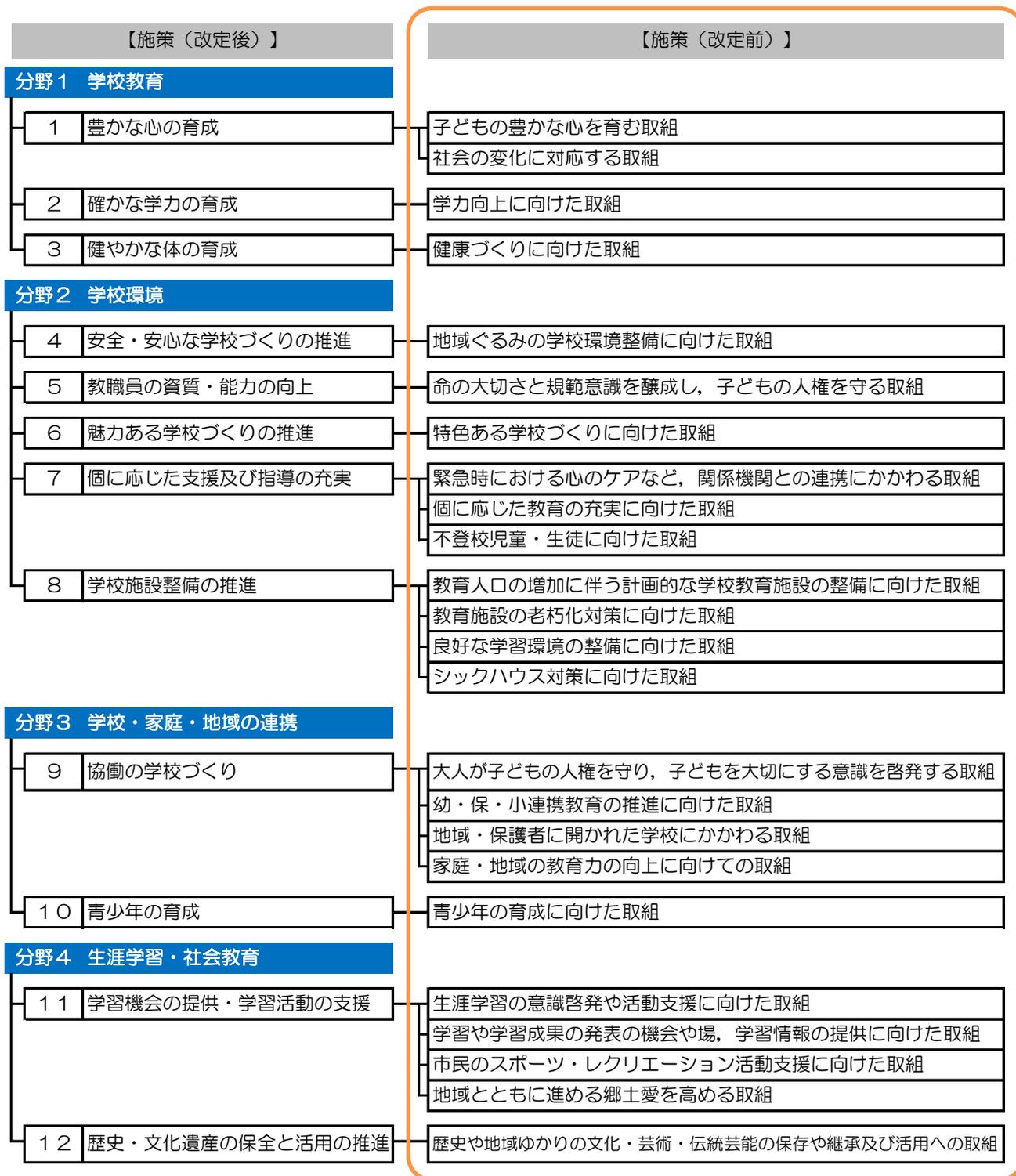
<施策>		<主要事業>		<主管課>
9	協働の学校づくり	29	地域人材等を活用した教育支援	指導室
		30	学校経営への支援	指導室
		31	幼・保・小及び小・中連携の推進	指導室
		32	学校アセスメントの充実	指導室
		33	学校教育との連携事業の推進	郷土博物館
		34	家庭教育への支援	社会教育課
10	青少年の育成	35	リーダー養成講習会の実施	社会教育課
		36	児童・生徒の意見発表機会の提供	社会教育課
		37	放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の充実	社会教育課
		38	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課

分野4 生涯学習・社会教育

<施策>		<主要事業>		<主管課>
11	学習機会の提供・学習活動の支援	39	市民の読書・調査活動への支援	図書館
		40	地域に根差した公民館活動の推進	公民館
		41	市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課、 公民館、図書館
		42	障害のある児童・生徒等の自立活動支援	社会教育課
12	歴史・文化遺産の保全と活用の推進	43	史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進	郷土博物館
		44	郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	郷土博物館

施策の再編過程

改定前の調布市教育プラン（平成22～26年度）の各施策が、改定後のプラン（平成27～30年度）の主にどの施策に再編・整理されているか示しました。



教育プラン改定版では、調布市基本計画と整合を図り、より分かりやすい計画とするために、4つの「施策展開の分野」を設け、分野別に施策体系を整理しました。
また、適切な進行管理を図る点を考慮して、施策体系を再編整理しました。

教育プラン改定前と改定後の主要事業の関係について

改定前の調布市教育プラン（平成22～26年度）の各主要事業が、改定後のプラン（平成27～30年度）の主にとどの主要事業に再編・整理されているのか示しました。

分野1 学校教育

施策1 豊かな心の育成

<主要事業（改定後）>		<主要事業（改定前）>	
1	命の教育活動の推進	-	-
2	人権教育の推進	1	人権教育推進委員会の取組と人権教育全体計画や年間指導計画の作成とそれに基づく指導の推進
3	道徳教育の推進	12	道徳教育への取組
4	情報モラル教育の推進	5	情報モラル教育の推進
5	体験活動の充実と支援	9	宿泊を伴う自然体験学習の検討
		10	小学校移動教室と夏季施設の実施
		11	中学校移動教室の実施
		13	連合音楽会の充実
		46	中学生の職場体験学習の実施
		48	環境教育の実施

施策2 確かな学力の育成

<主要事業（改定後）>		<主要事業（改定前）>	
6	国際教育の推進	19	外国人英語講師の全小・中学校への配置
7	ICT機器の活用推進	-	-
8	少人数学習指導・習熟度別指導の推進	21	ステップアップワークの作成と活用の工夫
		23	少人数指導講師の配置
9	理数教育の推進	27	理科支援員の配置
		40	科学センターの運営
10	学校図書館の活用の推進	24	学校図書専門嘱託員の配置
		25	学校図書専門嘱託員に対する研修の充実及び司書教諭との連携
		26	学校図書館支援センター機能の充実

施策3 健やかな体の育成

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
1 1	体力向上への支援	41	体力向上に向けた取組
		42	生活習慣状況の調査と対応策の検討
		45	小児生活習慣病の予防
1 2	オリンピック教育の推進	-	-
1 3	学校における食育の推進	43	食育講演会・親子料理教室の実施
		44	学校における食育の推進（学校給食用食器の改善導入）

分野2 学校環境

施策4 安全・安心な学校づくりの推進

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
1 4	食物アレルギー対策の推進	135	アレルギー疾患等への事故防止に対する取組
1 5	安全教育の推進	-	-
1 6	防災教育の日の推進	138	防災教育の日の制定
1 7	通学路等の安全確保の推進	119	通学路の安全確保の推進
		120	子どもの家の充実
		121	スクールガード講習会の実施
1 8	シックハウスに対する取組	133	室内環境衛生検査の実施
		134	安全な消耗器材等の購入の推進

施策5 教職員の資質、能力の向上

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
1 9	指導力向上への取組	17	新学習指導要領による新しい教育課程にかかわる取組
		18	新学習指導要領の趣旨を踏まえた年間指導計画の作成とその実施
		20	授業改善推進プランの作成
		22	授業カリーダの増員と活用の工夫
		28	ICT活用研修の実施
		29	教員研修の推進
2 0	人権研修の推進	-	-

施策6 魅力ある学校づくりの推進

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
2 1	特色ある教育活動の推進	47	特色ある教育活動としての児童・生徒のボランティア活動の実施
		49	外部指導員の活用による部活動の充実
		51	特色ある教育活動の学校紹介集の作成
2 2	中学校学校選択制の実施	52	中学校学校選択制の実施

施策7 個に応じた支援及び指導の充実

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
23	特別支援教育の推進	30	特別支援教育コーディネーター研修の充実
		31	通級指導学級の指導体制の検討・充実
		32	スクールサポーターの配置の充実
		50	特別支援学級に在籍する生徒のための部活動の充実
24	教育相談の充実	3	教育相談所の相談の充実
		15	来所相談・ソーシャルワーカー相談体制の充実
		16	学校緊急支援体制の検討
		33	巡回相談の実施
		36	就学相談の充実
		37	就学等検討委員会の運営
		38	ソーシャルスキルトレーニング（SST）事業の実施
		58	ソーシャルワーカー相談事業の充実
		108	専門家による学校サポート体制の検討
25	いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援	2	問題行動調査や「心の状態調査」の実施と分析・検討
		4	スクールカウンセラーの配置・活用の推進
		6	要保護児童対策地域協議会との連携
		14	スクールカウンセラー事業の充実
		39	教育支援コーディネーター室の運営
		53	不登校児童・生徒の実態調査分析による課題の明確化と対応策の検討
		54	適応指導教室「太陽の子」、通級指導学級「相談学級」の充実
		55	メンタルフレンドの派遣とテラコヤスイッチの実施
		56	スクールソーシャルワーカー配置の充実
		57	スクールカウンセラーの活用
		59	不登校児童・生徒の保護者を対象とした情報交換会等の検討
-	その他	34	日本語指導教室の実施
		35	日本語指導臨時講師の派遣

施策8 学校施設整備の推進

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
26	快適な教育環境の整備	122	小・中学校増築工事の実施
		123	教育人口推計調査の実施
		130	空調機器設備整備の推進
		131	水飲栓の直結給水化事業の推進
		132	校庭の芝生化事業の推進
27	老朽化・長寿命化対策の推進	124	学校施設の維持・保全の実施
28	避難所機能の充実	-	-

分野3 学校・家庭・地域の連携

施策9 協働の学校づくり

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
29	地域人材等を活用した教育支援	109	学校ボランティア・協力員の活用
		110	学校支援地域本部制度の活用の検討
		111	公立学校PTA連合会活動への支援
30	学校経営への支援	-	-
31	幼・保・小及び小・中連携の推進	60	小中連携推進協議会の活動の充実
		61	幼稚園・保育園と小学校との連携の充実
32	学校アセスメントの充実	105	学校評議員制度の実施
		106	学校関係者評価の実施
		107	学校第三者評価の実施
33	学校教育との連携事業の推進	85	学校教育との連携事業の推進
34	家庭教育への支援	7	子育て支援のための家庭教育事業の実施
		8	家庭教育セミナーの実施
		64	社会教育情報誌「コラボ」の発行

施策10 青少年の育成

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
35	リーダー養成講習会の実施	98	リーダー養成講習会の推進
36	児童・生徒の意見発表の機会の提供	100	調布っ子夢会議の推進
37	放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の充実	101	放課後遊び場対策事業（ユーフォー）の充実
		103	次世代育成支援に係る他課関連部局との連携の推進
38	青少年交流・体験事業の推進	102	青少年交流館の運営
		104	公民館青少年教育事業の推進
-	その他	99	成人式の運営
		129	八ヶ岳少年自然の家の管理運営

分野4 生涯学習・社会教育

施策11 学習機会の提供・学習活動の支援

＜主要事業（改定後）＞		＜主要事業（改定前）＞	
39	市民の読書・調査活動への支援	68	子どもの読書活動の推進
		77	図書館資料の収集、整理、保存の推進
		78	図書館の資料提供
		79	調査活動への支援
		80	図書館ハンディキャップサービスの推進
		92	地域資料のデジタル化の推進
40	地域に根差した公民館活動の推進	76	地域文化祭の実施
		81	公民館国際理解講座の実施
		82	公民館成人教育事業の実施

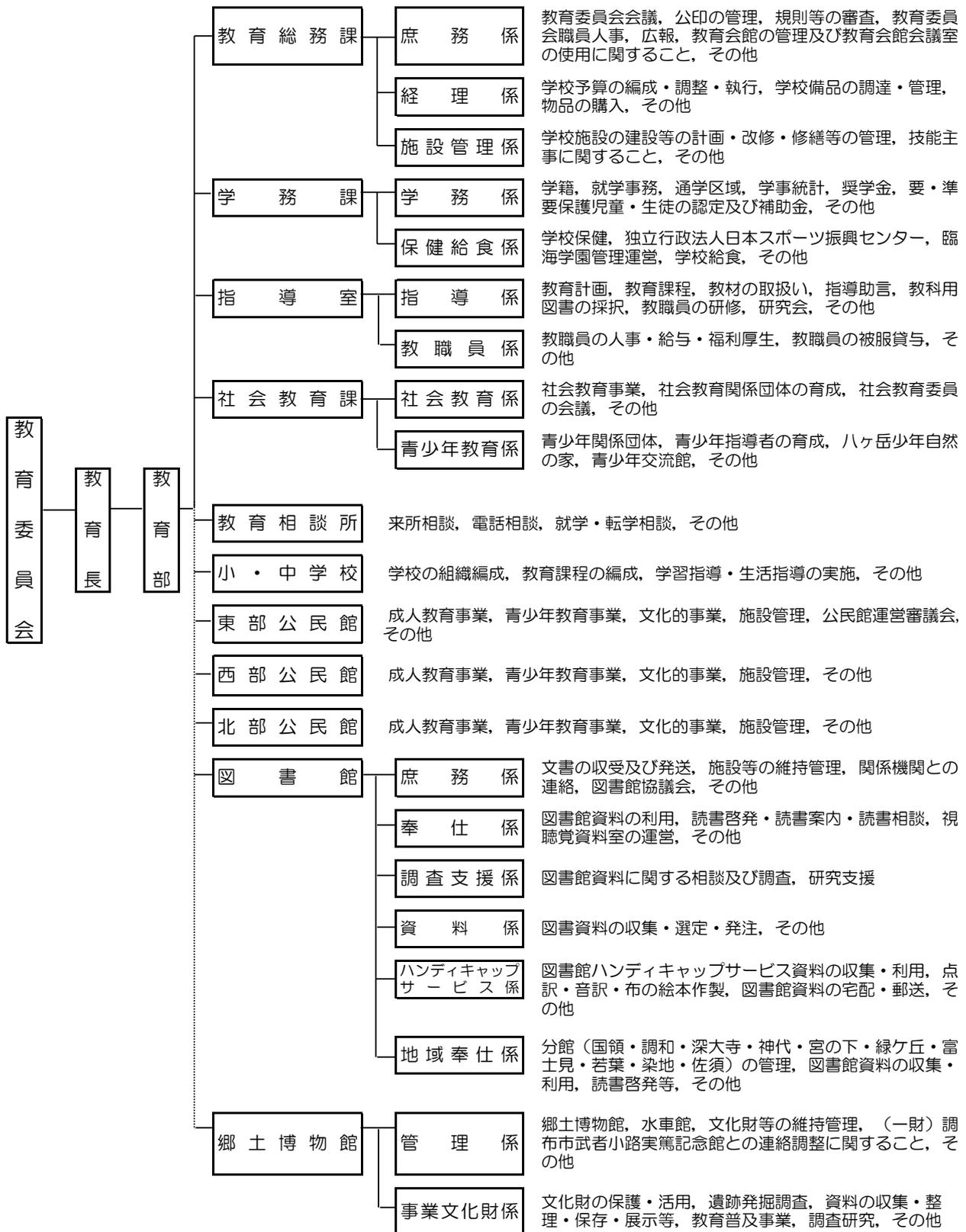
41	市民、社会教育団体等の活動の支援	62	社会教育学習グループのサポート
		63	社会教育団体の育成と支援
		69	読書会、講座、講演会の実施及び支援
		70	3公民館合同利用団体連絡会の設置
		75	公民館登録団体の育成と支援
		95	スポーツ振興課と連携した市民スポーツ・リクリエーション活動の支援
		96	学校施設の開放による市民のスポーツ・リクリエーション活動支援
		97	多摩・島しょ広域連携活動助成事業
		113	公民館登録団体の地域参加の検討・充実
		42	障害のある児童・生徒等の自立活動支援
66	のびのびサークル事業の推進		
67	遊ing（ゆーいんぐ）事業の推進		
71	視覚・聴覚に障害のある方の学習参加の支援		
-	その他	72	社会教育委員の設置
		73	公民館運営審議会の運営
		74	図書館協議会の運営
		125	図書館分館の整備の推進
		126	公民館の施設整備の推進
		127	郷土博物館施設の整備
		128	実篤記念館の設備の維持保全に向けた整備の推進

施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進

<主要事業（改定後）>		<主要事業（改定前）>	
43	史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進	83	文化財の指定・管理の推進
		84	国史跡下布田遺跡・深大寺城跡の整備
		86	郷土芸能の保存と継承
		87	文化財保護啓発の推進
		118	深大寺地区エコミュージアム構想の推進
		137	国登録文化財真木家住宅の保存・活用
44	郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	88	実篤公園管理計画の策定
		89	武者小路実篤の生涯と「白樺」、「新しき村」、「仙川の家」を主題にした展示事業の展開
		90	実篤関連の文学・美術作品等の資料収集、整理、保存、修復
		91	実篤関連情報と収蔵品情報の収集と提供
		93	博物館収蔵品のデータベース化とその活用
		94	実篤記念館収蔵品データベース、情報提供・映像視聴システム、HP等の充実
		117	市民の手によるまちの資料情報館事業の推進
		136	郷土の歴史・文化を核とした展示・普及事業の推進

※ 再掲の事業は除いています。

(平成26年4月1日現在)



教育プラン改定作業チーム会議経過

会議名	日時・場所	議題
第1回チーム会議	平成26年5月28日 午前 教育会館301会議室	調布市教育プランの改定について ・教育プランの改定方針 ・改定体制 ・改定スケジュール
第2回チーム会議	平成26年6月19日 午前 教育会館201会議室	1 現行教育プランの体系について 2 改定教育プランの体系案について 3 今後の進め方について
第3回チーム会議	平成26年7月23日 午前 教育会館301会議室	1 改定教育プラン（スケルトンB案）の施策体系案について ・施策体系の確定へ向けて ・主要事業の今後4年間（平成27年度～30年度）の実施計画について 2 今後の進め方について
第4回チーム会議	平成26年8月27日 午前 教育会館301会議室	1 改定教育プランの施策体系案について ・施策体系と主要事業の確定へ向けて ・各課要望のとりまとめ、事務局の再編の考え方について 2 教育プラン 基本施策体系と重点課題について（案） 3 今後の進め方について
第5回チーム会議	平成26年9月19日 午前 教育会館301会議室	1 改定教育プランの施策体系案について ・施策体系と主要事業の確定へ向けた各課要望のとりまとめ結果 ・事務局の再々編の考え方と内容について 2 教育プラン 基本施策体系と重点課題について（案） 3 今後の進め方について
第6回チーム会議	平成26年10月9日 午前 教育会館301会議室	1 改定教育プランの施策体系案について ・前回資料10からの変更点について ・現行プラン施策・事業との関係について 2 改定教育プラン重点課題について（案） 3 今後の進め方について
第7回チーム会議	平成26年10月24日 午前 教育会館301会議室	1 改定教育プランの改定素案（案）について 2 今後の進め方について

教育プラン改定作業チーム要綱

調布市教育プラン改定作業チーム要綱

平成26年5月27日
教育委員会要綱第8号

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき平成22年3月に策定した調布市教育プランを改定するため、調布市教育プラン改定作業チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

第2 所掌事項

チームは、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 調布市教育プランの改定に関すること。
- (2) 調布市教育プランの改定に係る情報の収集及び資料の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市教育プランの改定に必要な事項に関すること。

第3 構成

チームは、教育長が任命する別表に定める者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

第4 任期

メンバーの任期は、教育長が任命した日から調布市教育プラン改定の日までとする。

第5 リーダー及びサブリーダー

チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーは、教育部長とする。
- 3 サブリーダーは、リーダーが指名する。
- 4 リーダーは、チームを代表し、チームの所掌事項を総理する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議の招集

チームの会議は、リーダーが招集し、メンバーが出席する。

- 2 メンバーは会議に出席できないとき、当該メンバーが指定する職員を代わりに会議に出席させることができる。

第7 意見の聴取等

リーダーは、会議の運営に必要なと認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 学識経験者の助言

リーダーは、第2の規定によりチームの検討する調布市教育プランの改定について、学識経験を有する者に専門的な見地からの助言を求めることができる。

第9 ワーキンググループ

チームの所掌事項に関して調査等の作業を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、リーダーが任命する職員をもって構成する。

第10 庶務

チームの庶務は、教育部教育総務課庶務係において処理する。

第11 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

教育プラン改定作業チーム名簿

役職等	氏名	備考
1 教育部長	宇津木光次郎	リーダー
2 指導室長	村木 尚生	
3 教育部次長	塩足 眞	サブリーダー
4 教育総務課長	阿部 光	
5 教育総務課施設担当課長	佐藤 昌一	
6 学務課長	野澤 薫	
7 学務課主幹（給食担当）	窪田 秀文	
8 指導室統括指導主事	秋國 光宏	
9 社会教育課長	小柳 栄	
10 教育相談所長	堀江 朝子	
11 東部公民館長	金子 勝巳	
12 西部公民館長	御前 智則	
13 北部公民館長	新井 英人	
14 図書館長	小池 信彦	
15 郷土博物館長	高野 千尋	

（事務局）

教育総務課庶務係

高橋 慎一

市野 貴子

吉野 秀郷

あ行

ICT (5・37・41・47・68・71・72頁)

Information and Communication

Technology の略。情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称。

いじめ防止対策基本方針 (4・12・38頁)

⇒「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」参照 (85頁)

「一日校長先生」事業 (43頁)

オリンピック・パラリンピアン等のアスリートを学校に招き、指導や講演を行い、その考え方や生き方に直接触れることにより、スポーツへの関心を高める取組。また、夢に向かって努力することや困難を克服する意欲を培う。

「一校一取組，一学級一実践」運動 (43頁)

児童・生徒の体力・運動能力向上を図るため、各校が体力・運動能力に関する具体的目標を定め、マラソン等を行う取組。

また、一校一取組に加えて、各学級担任が工夫を凝らし、学級の状況に応じた運動を実践する取組。

「いのちと心の教育月間」 (39頁)

平成24年12月20日の食物アレルギーによる児童の死亡事故を風化させない取組として、12月を実施月間として、市内小・中学校において、「生命尊重」を取り扱った授業や事故を風化させない取組等を行う。

自他の生命 (いのち) を大切にし、一人一人の違いを認め合うことを図るため、児童・生徒が食物アレルギーについて正しく理解

し、全ての児童・生徒が給食の時間を楽しく過ごすことができるよう心豊かな教育活動を展開していく。

「命」の授業 (39頁)

調布市防災教育の日に、市内小・中学校において、児童・生徒が「防災に関する自助や共助についての授業」を通して、命の大切さや尊さ等について考える授業のこと。

インクルーシブ教育 (30頁)

障害のある者となない者が、可能な限り同じ場で学ぶことを目的として、障害のある者に対しての個別の支援 (合理的配慮と基礎的環境整備) を行う教育。

応急手当普及員講習 (39頁)

上級救命講習の認定を受けた教員を対象に実施。普通救命 (自動体外式除細動器業務従事者) 講習の指導要領を学び、習得した知識を児童・生徒及び教員に還元することで、自助・共助の力や災害対応能力の向上を図る。

オリンピック・パラリンピック教育推進校 (43頁)

児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際的なスポーツ大会等が国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深める。

また、スポーツを通して心身の調和的な発展を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック教育を推進する学校。(東京都からの委託事業)

か行

科学センター（41・71頁）

⇒「調布市科学センター」参照（84頁）

学校関係者による評価（55頁）

保護者や地域の方々、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会が、学校が行う自己評価結果について評価する取組。自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を推進する。

学校危機管理マニュアル（45頁）

学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。

学校協力員（49頁）

学級での授業補助や個別指導等の教科指導、車いす等を使用している肢体不自由の児童・生徒等の支援などを行うボランティア。

学校支援地域本部（23・54・55・74頁）

学校と地域の人材等が組織的に結びつき、学校教育に参画する体制を整備した取組。地域人材を活用し、学校教育の充実のため、地域人材と学校の調整役を担う。

国史跡下布田遺跡（61・75頁）

布田六丁目に所在する縄文時代晩期（約2500年前）の祭祀・墓地遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、昭和62年5月12日に国の史跡に指定された。赤く塗られた滑車型土製耳飾り（国重要文化

財）をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口甕棺墓、配石埋甕墓などが出土している。

国史跡深大寺城跡（61頁）

深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。15世紀末から16世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された3郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、平成19年7月26日に国の史跡に指定された。平成9年より、第1郭と第2郭は都立神代植物公園の分園（水生植物園城山地区）として無料公開されている。

国登録文化財真木家住宅（4・60・61・75頁）

上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、平成12年4月28日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。明治43年頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、昭和12年に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中將に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。

国の第2期教育振興基本計画（5・6・22・31頁）

教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府が策定する計画である。平成25年6月14日付けで、第2期の教育振興基本計画が閣議決定された。（対象期間：平成25年度～平成29年度）

ゲストティーチャー（49・54頁）

外部の人材を講師として学校に迎え、その知識や経験を生かした授業や講演などを行う人の名称。

公共建築物維持保全計画（4・13・20頁）

⇒「調布市公共建築物維持保全計画」参照（85頁）

構造躯体の計画更新年数（20頁）

建物を構成している基礎、柱、梁、耐力壁など主要な構造部の耐用年数のこと。調布市公共建築物維持保全計画では、施設の部位ごとに計画更新年数を設定しており、構造躯体は65年としている。

コーディネーショントレーニング（43頁）

単に「動くこと」ととどまらず、頭で考えながら運動することで、神経を刺激し脳と体を調整することで運動能力の向上を図るトレーニング。

国際教育（6・37・68・71頁）

経済や社会のグローバル化が進む中、他国の歴史や文化等を単に知識理解にとどめるのではなく、体験的な学習を取り入れて、実践的な態度や資質、能力を育成し児童・生徒の国際感覚を養う教育。

個別指導計画（51頁）

障害のある児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書。

個別の教育支援計画（51頁）

障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの視点で、適切

に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的とする計画書。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（54頁）

保護者や地域が、学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組み。平成26年4月時点で、全国1,919校が指定されている。

さ行

慈恵第三病院アナフィラキシー対応ホットライン（45頁）

平成25年8月、調布市は、東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結した。

9月から、病院が設ける専用PHSにより、子どもたちが通う市立学校をはじめ、学童クラブや保育園、福祉施設などを対象として、アレルギー症状発症時の対応に関する相談や救急搬送の受入れに対応いただいている。

なお、ホットラインは、食物アレルギーに特化したものではなく、例えば、ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般が対象である。

シックハウス（31・37・45・68・70・72頁）

シックハウスとは、住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。

調布市では、平成14年9月に、調和小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが基準値を大幅に上回る状態だったのにも

かかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。

シニアリーダー (57 頁)

地域活動や子ども会で活躍できる人(リーダー)を養成するため、ゲームやスポーツを通して、レクリエーション活動の企画・指導方法を楽しみながら学ぶ講習会に登録した高校生(学年齢)。

習熟度別指導ガイドライン (41 頁)

⇒「東京方式習熟度別指導ガイドライン」参照(86 頁)

授業改善推進プラン (41・43・47・72 頁)

児童・生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に資する計画のこと。

授業力向上推進講師 (47 頁)

⇒「調布市授業力向上推進講師」参照(85 頁)

ジュニアリーダー (57 頁)

他校の仲間と一緒に、ゲームやキャンプ、野外活動を通して、楽しみながらたくさんの遊びやリーダーシップを身につける講習会に登録した中学生。

ジュニアサブリーダー (57 頁)

レクリエーションを通して協調性や規律性を身につけることを目的に、健全育成推進委員会が地区の健全育成事業のひとつとして実施しているプログラムに参加している概ね小学4年～6年生。

上級救命講習 (39 頁)

市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図る。

情報モラル教育 (37・39・68・71 頁)

携帯電話・インターネットの利用による有害情報や、トラブル・犯罪等の危険から身を守るために必要なモラル(常識)を身に付け、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる教育。また、携帯電話・インターネットを使用したいじめ等の人権問題に対する意識啓発を図る。

食物アレルギー

(4・12・13・21・25・31・37・38・44・45・68・72 頁)

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。

※ 引用:学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(公益財団法人日本学校保健会作成、文部科学省監修)

震災時対応シミュレーション (21・45 頁)

震災直後の初動期においては、まず学校の教職員が、児童・生徒の安全確保と避難者対応の両方に従事する必要に迫られることになると想定されることから、各小・中学校の震災直後の初動期における72時間のシミ

ュレーションを、各学校の実態に合わせて作成したもの。平成23年10月に第1版を作成し、その後、見直しを加え、平成23年12月に第2版を作成した。

杉の木青年教室 (59・75 頁)

知的障害のある18歳以上の方を対象に、毎月1回、スポーツや料理、絵手紙など様々なレクリエーションを行っている事業。現在は20歳前後から60歳代までの約40人が参加している。平成27年度からは市内に在住する中学校特別支援学級を卒業した高校生以上の方を対象として実施。

スクールカウンセラー (23・51・73 頁)

学校に配置している心理専門職。児童・生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

スクールサポーター (23・51・73 頁)

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援(取り出し授業や見守り等)を行う。市立小・中学校全校に配置。

スクールソーシャルワーカー (23・51・73 頁)

不登校の児童・生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家。

ステップアップワーク (41 頁)

⇒「調布市ステップアップワーク」参照
(85 頁)

青少年交流館 (57・74・76 頁)

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた、中村やす先生のご遺志をもとに建設した施設。青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育むことを目的としている。

青少年ステーションCAPS (57 頁)

中・高校生世代が、スポーツ、音楽、ダンス、デザイン、パソコンなどやりたいことができる居場所。専門的スタッフを配置し、利用者同士の交流やCAPS卒業生が支援スタッフ(ボランティア)として参加するなど、中・高校生が人と地域につながる場所。

セーフティ教室 (39・45 頁)

学校・家庭・地域社会・関係機関等と連携し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害から守るための取組。警察署の職員等を講師として学校に招き、喫煙や万引き、薬物の有害性・依存性、乱用の危険性などの講話等を児童・生徒に対して行い、啓発を図る。

た 行

第2期教育振興基本計画 (5・6・22・31 頁)

⇒「国の第2期教育振興基本計画」参照
(81 頁)

第3次教育ビジョン (5・6 頁)

⇒「東京都の第3次教育ビジョン」参照
(86 頁)

調布市科学センター (41・71 頁)

市内小学校第5学年及び第6学年の理科に興味をもつ児童を対象に、化学・物理・地学などに関わる内容の講座を主に土曜日に開催している。参加者が楽しく、意欲的に観察や調査をしたり、実験をしたりする活動を通して、感受性豊かな心と探究する心を育成する。拠点校として調布市立布田小学校に設置。

調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針（4・12・38頁）

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階における取組等を示した基本方針のこと。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、平成26年3月に策定した。

調布市公共建築物維持保全計画（4・13・20頁）

公共建築物の現状・課題、維持保全に向けた基本的な考え方や整備の方針、具体的な改修等のシミュレーション、推進体制等を明らかにした公共建築物の維持保全計画。平成23年3月に策定した。

調布市授業力向上推進講師（47頁）

教育委員会から推薦を受け、若手教員等の指導力の向上を図る模範となる教員の名称。

調布市ステップアップワーク（41頁）

市立小・中学校全学年を対象とし、小学校では国語・算数、中学校では数学の各教科において、単元を小ステップごとに理解が図れるよう工夫した調布市独自の補助教材。

調布市防災教育の日（21・44頁）

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、毎年4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全一斉に実施している。（平成24年度から実施。）

調布っ子夢会議（57・74頁）

「子どもが、社会の一員として自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見をまちづくりに反映させる」（調布市子ども条例第12条）ことを目

的に、子どもたちが意見発表を行う場。

通級指導学級「七中相談学級」（51頁）

心理的要因等により不登校状態にある生徒を対象に、原籍校復帰に向けた指導を行う通級制の学級（通級制情緒障害学級）のこと。小集団での学習や教育活動を通じて、学力や対人関係能力を伸ばし、原籍校復帰や進路の決定を目指す。

適応指導教室「太陽の子」（51・73頁）

心理的要因等により不登校状態にある児童を対象に、原籍校復帰に向けた指導を行う教室のこと。小集団での学習や教育活動を通じて、自立と集団生活への適応力を育てることを目指す。

テラコヤスイッチ（23・51・73頁）

不登校状態にある中学生を対象に、比較的年齢の近い大学生・大学院生が、「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組。生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室（心理・教育学）に委託して実施している。

点検・評価（6・65頁）

点検・評価とは、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の略。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定された。こうした改正を踏まえ、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資

するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年実施している。

東京都の第3次教育ビジョン (5・6頁)

東京都教育委員会は、平成16年4月に、21世紀を担う子供たちを育成するという目標のもと、学校・家庭・地域・社会に期待される役割を明らかにした「東京都教育ビジョン」を策定した。さらに、平成20年5月に、平成24年度までの5年間で取り組む重点施策等を示した「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定した。東京都の第3次教育ビジョンは、平成25年4月に策定され、「2020年の東京」の基本的な考え方や、これまでの「東京都教育ビジョン」及び「東京都教育ビジョン(第2次)」の成果等を踏まえ、平成29年度までの5年間を中心に、今後中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示すものである。

東京ベーシック・ドリル (41頁)

東京都教育委員会が作成した補助教材。小学校4年生までに国語・算数・理科・社会において、知識を身に付ける必要がある基礎的な学習内容及び知識をまとめたもの。

東京方式習熟度別指導ガイドライン (41頁)

東京都教育委員会が、より効果的な習熟度別指導を行うために策定したガイドライン。子どもたち一人一人の習熟の程度に応じた学習指導に関わる指導方法・指導体制及び校内での習熟度別指導の推進体制等について指針を示し、全ての子どもの学習満足度を高め、確かな学力を身に付けることを目標としている。

道徳の教科化 (38頁)

政府の教育再生実行会議から平成25年2月、子どもの規範意識を高めいじめ等を防ぐ狙いで提言された。現行では教科外活動扱いの小・中学校の「道徳の時間」を「特別の教科」(仮称)に格上げし、5段階評価などではない教員による記述式評価を導入するよう中央教育審議会が下村文部科学相に答申した。教科化は、平成30年度からになる見通し。

徳・知・体 (11・21・22・30・35・37頁)

現行学習指導要領では、21世紀の変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「知」「徳」「体」の調和のとれた育成であると提言している。調布市は、特に「徳」の部分重視するため、順番を「徳」「知」「体」としている。

特別な支援が必要な児童・生徒 (50・51頁)

知的な遅れのない発達障害を含めた、学校での生活や学習に困り感のある児童・生徒。

図書館ハンディキャップサービス

(59・74・76頁)

「図書館利用に障害のある人々へのサービス」として位置づけられ、資料があっても読むことができない、来館が難しいなど、利用できない原因を取り除いて、だれでも図書館を利用できるように支援するサービス。具体的には、音訳サービス、点訳サービス、大活字本の提供、宅配サービス、子どもたちへの布の絵本・遊具の提供など。

な行

のびのびサークル (59・75 頁)

調布市内に在住する市立小・中学校の特別支援学級在籍者及び都立の特別支援学校在籍者を対象とし、月に2回（主に土曜日）、校外活動やゲームなどの事業を行うサークル。平成27年度からは調布市内に在住する特別支援学校在籍者及び卒業生を対象として実施。

は行

パブリック・コメント手続 (8 頁)

市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等の策定等に当たって実施する手続のこと。当該政策等を策定等する前の適切な時期にその案等を公表し、市民が意見を提出する機会を保障するとともに、提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等を行い、提出された意見や意見に対する実施機関の考え方などを公表する一連の手続をいう。

非構造部材 (53 頁)

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、設備機器など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取付けられるもの。

普通救命講習 (39 頁)

小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施。心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付ける。

「不登校プロジェクト(SWITCH)」(51 頁)

東京学芸大学・松尾研究室と連携し、不登校児童支援個別支援票、メンタルフレンド派遣、テラコヤスイッチ運営、及び不登校プロジェクトへのスーパーバイズを行う取組。

プレイセラピー (51 頁)

遊びを通して行われる心理療法の一種。子どもたちは、自分の気持ちや考えを言葉で表現することが難しいことが多い。そのため遊びを通してそれらを自由に表現することで、子どもたちの抱える課題を解決・軽減することを目標とする。（さらにセラピストは子どもの人格の成長と変容、子ども自身の人生を主体的に生きることができるよう援助する。）プレイセラピーが行われるプレイルームには、子どもが自由に気持ちや考えを表現するための箱庭や様々な玩具等を用意してある。

ベーシック・ドリル (41 頁)

⇒「東京ベーシック・ドリル」参照 (86 頁)

防災教育の日 (4・21・44 頁)

⇒「調布市防災教育の日」参照 (85 頁)

ま行

学びのセーフティネット (31 頁)

様々な困難や課題等がある者に支援を行い、意欲のある全ての者に必要な知識能力を身に付けられるよう多様な学習機会を確保する。また、そのための学校等の耐震化や防災能力強化などの安心・安全な教育環境を整備すること。

メンタルフレンド (23・51・73 頁)

比較的年齢の近い大学生・大学院生を学校や家庭に派遣し、「お兄さん・お姉さん」的な役割で不登校状態にある児童・生徒をサポートすることにより、子どもの精神的な成長や回復を目指す取組。東京学芸大学・松尾研究室（心理・教育学）に委託して実施している。

や行

遊 ing (59・75 頁)

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、年10回、スポーツや水遊び、野菜収穫など、さまざまな体験活動を行い、社会性や他人との関わりを学ぶ事業。

ユーフォー (37・56・57・69・74 頁)

放課後等に学校施設を利用して、児童に遊び場・居場所を提供する事業。友だちと夕方まで優しく遊ぶことから、友だちの「友」、夕方の「夕」、優しいの「優」、遊ぶの「遊」、「ゆう」が4つでユーフォーと名付けられた。

ら行

理科支援員 (41・71 頁)

小学校第5学年及び第6学年を対象に理科の授業における実験の準備や後片付け、授業補助等を行う。市立小学校全校に配置し、理科教育の充実を図っている。

レファレンスサービス (58・59 頁)

利用者の調査・研究活動を援助し、利用者の情報アクセスを多様な方法で図書館が支援するサービス。

刊 行 物 番 号

2014-194

調布市教育プラン(平成27～30年度)

～かかわり・ぬくもり・学び合い～

発行日 平成27年3月

発行 調布市教育委員会

編集 調布市教育委員会教育部教育総務課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

Tel 042-481-7465

